

目 次

◎会議録第1号（12月13日）議案説明

開 会	6
日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告	6
開 議	9
日程第2 会議録署名議員の指名	9
日程第3 会期の決定	9
日程第4 報告第 8号 専決処分の報告について（松前中学校改築先行建築主体工事変更請負契約の締結について）	10
日程第5 議案第58号 松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	11
日程第6 議案第59号 松前町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例	12
日程第7 議案第60号 松前町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	13
日程第8 議案第61号 松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	14
日程第9 議案第62号 松前町老人憩の家設置条例等の一部を改正する条例	15
日程第10 議案第63号 松前町立保育所条例の一部を改正する条例	16
日程第11 議案第64号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	17
日程第12 議案第65号 松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	18
日程第13 議案第66号 松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	19
日程第14 議案第67号 松前町子育て世代包括支援センターの設置及び管理に関する条例	20

日程第15	議案第68号	松前町印鑑条例の一部を改正する条例……………	21
日程第16	議案第69号	小型動力ポンプ積載車（普通トラック） 2台（新立班・本村班）物品購入変更契 約の締結について……………	22
日程第17	議案第70号	松前町総合福祉センターの指定管理者の 指定について……………	23
日程第18	議案第71号	令和元年度松前町一般会計補正予算（第 4号）……………	24
日程第19	議案第72号	令和元年度松前町国民健康保険特別会計 補正予算（第3号）……………	24
日程第20	議案第73号	令和元年度松前町後期高齢者医療特別会 計補正予算（第2号）……………	24
日程第21	議案第74号	令和元年度松前町介護保険特別会計補正 予算（第3号）……………	24
日程第22	議案第75号	令和元年度松前町公共下水道事業特別会 計補正予算（第3号）……………	24
日程第23	議案第76号	令和元年度松前町水道事業会計補正予算 （第3号）……………	24
日程第24	議案第77号	令和元年度松前町一般会計補正予算（第 5号）……………	27
日程第25	議案第78号	令和元年度松前町国民健康保険特別会計 補正予算（第4号）……………	27
日程第26	議案第79号	令和元年度松前町後期高齢者医療特別会 計補正予算（第3号）……………	27
日程第27	議案第80号	令和元年度松前町介護保険特別会計補正 予算（第4号）……………	28
日程第28	研修報告……………		30
散 会……………			33

~~~~~

◎会議録第2号（12月19日）一般質問

|          |                 |  |    |
|----------|-----------------|--|----|
| 開 議…………… |                 |  | 38 |
| 日程第1     | 会議録署名議員の指名…………… |  | 38 |
| 日程第2     | 一般質問            |  |    |
|          | 10番 藤岡 緑議員…………… |  | 38 |

|    |         |    |
|----|---------|----|
| 4番 | 曾我部秀司議員 | 50 |
| 7番 | 住田 英次議員 | 54 |
| 3番 | 渡部 恵美議員 | 57 |
| 5番 | 影岡 俊範議員 | 66 |
| 1番 | 早瀬 隆土議員 | 71 |
| 2番 | 西村 元一議員 | 78 |
| 散  | 会       | 86 |

~~~~~

◎会議録第3号（12月26日）委員長報告

開	議	93
日程第1	会議録署名議員の指名	93
日程第2	議案第58号 松前町会計年度任用職員の給与及び費用 弁償に関する条例	93
日程第3	議案第59号 松前町の非常勤の職員の公務災害補償等 に関する条例等の一部を改正する条例	94
日程第4	議案第60号 松前町特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改 正する条例	95
日程第5	議案第62号 松前町老人憩の家設置条例等の一部を改 正する条例	97
日程第6	議案第63号 松前町立保育所条例の一部を改正する条 例	98
日程第7	議案第64号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域 型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例	99
日程第8	議案第65号 松前町放課後児童健全育成事業の設備及 び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例	100
日程第9	議案第66号 松前町放課後児童クラブの設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例	101
日程第10	議案第67号 松前町子育て世代包括支援センターの設 置及び管理に関する条例	102
日程第11	議案第68号 松前町印鑑条例の一部を改正する条例	103
日程第12	議案第70号 松前町総合福祉センターの指定管理者の	

		指定について……………	104
日程第13	議案第77号	令和元年度松前町一般会計補正予算（第5号）……………	105
日程第14	議案第78号	令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）……………	105
日程第15	議案第79号	令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）……………	105
日程第16	議案第80号	令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算（第4号）……………	105
日程第17	議選第10号	愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の選出について……………	109
閉 議		……………	111
町長挨拶		……………	111
閉 会		……………	111

1 2 月 1 3 日 (第 1 号)

令和元年松前町議会第4回定例会会議録

令和元年12月13日第4回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 早瀬 隆 土	2番 西村 元 一	3番 渡部 恵 美
4番 曾我部 秀 司	5番 影岡 俊 範	6番 田中 周 作
7番 住田 英 次	8番 稲田 輝 宏	9番 加藤 博 徳
10番 藤岡 緑	11番 村井 慶太郎	12番 岡井 馨一郎
13番 三好 勝 利	14番 伊賀上 明 治	

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、欠席議員を除いた13名である。

欠席議員は、次のとおりである。

13番 三好 勝 利

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡 本 靖
副 町 長	升 田 年 紀
教 育 長	本 馬 毅
総 務 部 長	和 田 欣 也
保健福祉部長	大 政 哲 志
産業建設部長	松 岡 謙 三
教育委員会 事務局長	仲 島 昌 二
総 務 課 長	大 川 康 久
財 政 課 長	合 田 光 隆
税 務 課 長	米 澤 浩 樹
福 祉 課 長	山 田 運
町 民 課 長	重 松 修 平

保 険 課 長	小 池 良 治
健 康 課 長	早 瀬 晴 美
ま ち づ く り 課 長	横 山 眞 史
産 業 課 長	平 村 展 章
上 下 水 道 課 長	仙 波 晴 樹
会 計 課 長	楠 田 匡 志
学 校 教 育 課 長	住 田 民 章
社 会 教 育 課 長	黒 田 泰 弘

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	塩 梅 淳
議 会 事 務 局 書 記	徳 本 敏 子

令和元年松前町議会第4回定例会

議事日程表

No. 1

	令和元年12月13日(金)	午前9時30分	開議
	開 会		
日程第1	町長挨拶並びに諸般の報告		
	開 議		
日程第2	会議録署名議員の指名		
日程第3	会期の決定		
日程第4	報告第 8号	専決処分の報告について(松前中学校改築先行建築主体工事変更請負契約の締結について)	
上程	報告	質疑	
日程第5	議案第58号	松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第6	議案第59号	松前町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第7	議案第60号	松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第8	議案第61号	松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第9	議案第62号	松前町老人憩の家設置条例等の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(文教厚生)
日程第10	議案第63号	松前町立保育所条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(文教厚生)
日程第11	議案第64号	松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(文教厚生)
日程第12	議案第65号	松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(文教厚生)
日程第13	議案第66号	松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	

上程 日程第14	提案理由説明 議案第67号	質疑	委員会付託（文教厚生）	松前町子育て世代包括支援センターの設置及び管理に関する条例	
上程 日程第15	提案理由説明 議案第68号	質疑	委員会付託（文教厚生）	松前町印鑑条例の一部を改正する条例	
上程 日程第16	提案理由説明 議案第69号	質疑	委員会付託（文教厚生）	小型動力ポンプ積載車（普通トラック）2台（新立班・本村班）物品購入変更契約の締結について	
上程 日程第17	提案理由説明 議案第70号	質疑	討論	採決	松前町総合福祉センターの指定管理者の指定について
上程 日程第18	提案理由説明 議案第71号	質疑	委員会付託（文教厚生）	令和元年度松前町一般会計補正予算（第4号）	
上程 日程第19	提案理由説明 議案第72号	質疑	討論	採決	令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
上程 日程第20	提案理由説明 議案第73号	質疑	討論	採決	令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
上程 日程第21	提案理由説明 議案第74号	質疑	討論	採決	令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算（第3号）
上程 日程第22	提案理由説明 議案第75号	質疑	討論	採決	令和元年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
上程 日程第23	提案理由説明 議案第76号	質疑	討論	採決	令和元年度松前町水道事業会計補正予算（第3号）
上程 日程第24	提案理由説明 議案第77号	質疑	討論	採決	令和元年度松前町一般会計補正予算（第5号）
上程 日程第25	提案理由説明 議案第78号	質疑	委員会付託（予算決算）	令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	
上程 日程第26	提案理由説明 議案第79号	質疑	委員会付託（予算決算）	令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）		

日程第27	議案第80号	令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算（第4号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第28	研修報告	

○議長（加藤博徳） 三好勝利議員より欠席届が出ております。

午前9時30分 開会

○議長（加藤博徳） ただいまから令和元年松前町議会第4回定例会を開会いたします。

~~~~~

#### 日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告

○議長（加藤博徳） 日程第1、町長挨拶並びに諸般の報告を行います。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

師走に入り、慌ただしさとともに本格的な冬の寒さを感じる季節となりました。この時期はインフルエンザの流行が懸念されますので、町民の皆様には手洗い、うがいを徹底して予防に努めていただきたいと思います。

本日、令和元年松前町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集を賜り、ありがとうございました。

本議会におきましては、令和元年度一般会計補正予算案をはじめ、当面する町政の諸案件について御審議いただくことになっておりますので、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

さて、このたびの町長選挙で無投票で当選させていただき、引き続き2期目の町政を担当させていただくことになり、12月11日から2期目がスタートいたしました。改めて自らに課せられた使命と責任の重さを感じているところです。1期目の4年間では、町民の皆様には納得いただける町政を基本として、町政懇談会やまちづくり女性会議において、町民の皆様の声に耳を傾けながら、町民の皆様にお約束をいたしました5つのまちづくり、安全・安心なまちづくり、安心して子どもを生き育てられるまちづくり、にぎわいと活力のあるまちづくり、みんなで支え合うまちづくり、快適で文化的でおしゃれなまちづくり、この5つのまちづくりに全力で取り組んでまいりました。一定の成果を上げることができたのではないかと思う一方で、更にこの5つのまちづくりを深化、発展させる必要性を感じているほか、1期目の町政を担当させていただいた中で、新たに見えてきた課題もございます。

防災・減災対策の面では、近年全国各地で台風や集中豪雨、大規模な地震等により甚大な被害が発生しており、また近い将来に南海トラフ地震の発生が予測されていることから、今後災害に強い町の整備を進めるとともに、人的被害を軽減するための更なる対策が必要です。特に、今年の台風19号の被害を目の当たりにいたしますと、重信川の堤防がいつ決壊してもおかしくないと思わざるを得ません。しかし、現在の水防対策は、重信川の破堤という事態への備えとしては十分とは言えない状況であるため、重信川破堤バージョンの対策を早急に策定する必要があります。

子育て支援の面では、今年度年度当初に初めて待機児童が発生したほか、子どもの教育・保育の無償化に伴い、更に保育ニーズの拡大が予想されることから、保育の受け皿の確保など、子育て支援の更なる充実が必要です。

人口減少、地域活性化の面では、松前町に住みたいと思っても住宅地が確保できなかった、事業を拡張したいと思っても事業用地が確保できない、そういう声が多く聞かれるようになってきていることから、今後の松前町の活性化のためには、土地利用について検討を進めなければなりません。また、高齢化が確実に進行する中、増大する医療費、介護費などの社会保障関係経費を抑制するためにも、町民の皆様お一人お一人が健康寿命を延ばし、生涯にわたって住みなれた地域で生き生きと暮らせるよう、健全な生活習慣の確立に向けた地域ぐるみでの健康づくりが必要です。

更に、他市町から松前町に赴任してきた先生が、松前町の教育設備が他の市町と比べて見劣りがすると感じているというような話も耳にしておりまして、教育の町にふさわしい教育環境の整備が必要であります。

そのほかにも、地域共生社会づくり、高度情報化社会の到来に伴うICTやAI等を活用したまちづくり、地球規模での環境問題の深刻化に伴う持続可能な循環型社会づくりなどにも対応していく必要性を感じています。こうした状況に対応するため、引き続き町民の皆様へ納得をいただける町政を基本に、町民の皆様お一人お一人が日々生きている幸せを実感しながら、働き、学び、憩い、楽しみ、笑顔で暮らすことができる、生きる喜びあふれるまちまさき、松前に住んでいることを誇りに思えるような、誇れるライフタウン・まさきの実現に向け、全身全霊を傾けて町政の発展に力を尽くす所存でございます。

議員各位におかれましては、これまでと同様深い御理解と温かい御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、令和元年第4回定例会の開会に当たり、提案しております各議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

初めに、子育てしやすい環境づくりについて申し上げます。

10月5日に松前町ふるさとライブラリー内に、声や音を気にせず親子で絵本等の読み聞かせができるおはなしの部屋を開設しました。これは、まちづくり女性会議での、音を気にせず気兼ねなく子どもに読み聞かせができるスペースが欲しいという子育て世代からの意見を受け、新設したものでございます。子どもの感性を磨き、豊かな想像力を育むため、読書は欠かせません。情報通信技術の発達やスマートフォンの普及により、読書離れが進み、また親子関係が希薄になりがちな現代だからこそ、こういった親子のきずなを深めながら読書を楽しむことができるスペースは非常に大切だと考えています。親子で一緒に本を選び、温かくぬくもりのある時間を、是非このおはなしの部屋で過ごしていただければと思います。

次に、文化の振興について申し上げます。

10月26日と27日の2日間、ふれあい・豊かな文化のまちづくり2019と題して、第44回まさき文化祭を開催しました。文化センターを拠点会場に、町民の皆様の書道や絵画をはじめ多数の作品を展示したほか、広域学習ホールでは、多くの町民の皆様に様々な芸能の日頃の錬成の成果を披露していただきました。また、今年度は新しい企画として町内の若手アーティストによりますライブイベントを開催しました。このライブイベントでは、北川原の窯元和将窯の若手陶芸家山本和哉氏と、東京で活躍され、現在は南黒田在住の画家水口まみ氏に、ヒマワリやはだか麦を題材にした絵画を制作していただきました。町内の才能ある人材を多くの人に知っていただくことのできるよい機会となりました。また、制作していただいた作品は、現在庁舎のロビーに展示しており、今後希望者を募って贈呈する予定です。このほか、文化センター周辺では、松前町の特産品を生かした飲食ブースを設け、来場した皆様からは御好評をいただき、大いににぎわいました。

次に、町道の整備について申し上げます。

先月15日にJ R北伊予駅自由通路が完成し、開通式を行いました。この自由通路は、通学路として利用することとしており、これまでより安全に子どもが通学できるようになりました。また、東西の往来がしやすくなったことにより、人の流れが生まれ、新たなにぎわいが創出されることも期待しています。今後も町民の皆様と一緒に、地域の特色を生かしながら、安全性、利便性の向上に資する道路整備を行ってまいります。

次に、豊かでのにぎわいのあるまちづくりについて申し上げます。

松前町イメージアップ戦略の第三弾として整備した恋泉畑では、先月中旬頃まで一面にコスモスが咲き誇り、訪れた多くの方を魅了しました。来年の2月から3月頃には、菜の花が見頃を迎える予定ですので、是非御家族や御友人で足を運んでいただき、春の訪れを楽しんでいただければと思います。

次に、産業振興について申し上げます。

先月9日と10日の2日間、秋晴れの中でエミフルMASAKIのまさき村前駐車場で、第7回松前町産業まつり、たわわ祭を開催いたしました。会場では、町内の産業を紹介するまごころ、ふれあい、めぐみの3つのブースに分かれ、旬の野菜や鮮魚をはじめ、松前町で生産、加工された商品のほか、姉妹都市である北海道松前町の特産品の販売が行われました。また、ステージでは大道芸人のパフォーマンスやジュニアダンスなど、様々なステージイベントが行われました。今回のたわわ祭の開催に御協力いただきましたエミフルMASAKIとまさき村をはじめ出店関係者、全ての方々に感謝をするとともに、厚くお礼申し上げます。

次に、松前の魅力発信について申し上げます。

昨年度に引き続き今年度も、町を象徴する風景の写真をプリントした松前町オリジナル

年賀はがきを作成しました。先月21日から役場で販売していますので、町内外に広く松前町の魅力を知っていただくため、新年の挨拶に是非御活用ください。

次に、ホッケーによるまちづくりについて申し上げます。

今年に引き続き来年2月に、男子ホッケー日本代表チームサムライジャパンが、当町において東京オリンピックに向けた事前強化合宿を実施することになりました。合宿期間中には、町内小・中学校及び県内高等学校のホッケー部を対象とするホッケー教室や、町内小・中学校への表敬訪問等を予定しています。サムライジャパンとの交流を通じて、2020年の東京オリンピックを町全体で楽しむことができるよう、町内のホッケー熱を高めてまいりたいと思います。今後も、ホッケーの聖地まさきを目指し、ホッケーによるまちづくりを推進してまいります。なお、男子ホッケー日本代表チーム強化合宿誘致に係る経費につきましては、本定例会に補正予算案を提案しております。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には、報告案件1件、条例案件11件、予算案件10件、その他議決を求めるもの2件、合わせて24件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明を申し上げます。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○議長（加藤博徳） 町長挨拶並びに諸般の報告を終わります。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

10番藤岡緑議員、11番村井慶太郎議員、以上、両議員を指名いたします。

~~~~~

## 日程第3 会期の決定

○議長（加藤博徳） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る12月6日の議会運営委員会で協議の結果、本日から12月26日までの14日間と決定しました。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月26日までの14日間と決定しました。

~~~~~

日程第4 報告第8号 専決処分の報告について（松前中学校改築先行建築主体工事
変更請負契約の締結について）（上程、報告、質疑）

○議長（加藤博徳） 日程第4、報告第8号専決処分の報告について（松前中学校改築先行建築主体工事変更請負契約の締結について）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第8号について報告いたします。

松前中学校改築先行建築主体工事について、契約金額を増額する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により、専決第4号として2ページのとおり専決処分したので、同条2項の規定によりこれを報告するものです。

内容につきましては、合田財政課長に説明をさせます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） それでは、報告第8号専決処分について、補足説明をいたします。

参考資料の方で説明いたしますので、参考資料の方の1ページをお開きください。

今回の変更契約は、当初契約の金額から113万8,200円を増額し、変更後4,694万1,000円としたものです。変更内容は、消費税率の変更に伴うもの及び掘削で発生した瓦れき類の処分費の追加によるものです。内訳としては、消費税率の変更に伴う金額が84万8,200円、瓦れき類の処分追加に伴う金額が29万円の増額となっております。

参考資料の2ページをお開きください。

灰色で示している箇所が、この契約で工事を行っている箇所になり、次の下の3ページの斜線で示している箇所が防火水槽を設置するために掘削を行った箇所になります。ここを掘削した際、ガラスがらを含む瓦れき類が出てきたため、その処分費を追加する必要が生じたものです。

次の4ページは、掘削した箇所に設置する防火水槽の図面となり、次の5ページは処分費の追加を行った瓦れき類の写真になります。処分量としては10立方メートルとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

報告第8号を終わります。

~~~~~

日程第5 議案第58号 松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例  
(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(加藤博徳) 日程第5、議案第58号松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第58号について提案理由を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、新設される会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるため、新たに制定するものです。

内容につきましては、和田総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長(加藤博徳) 和田総務部長。

○総務部長(和田欣也) それでは、議案第58号について、補足して説明をいたします。

議案書は3ページから11ページですが、参考資料で御説明いたします。参考資料の7ページをお願いします。

全国自治体の臨時職員、非常勤職員の統一的な取扱いを定め、任用根拠の明確化を行うため、資料のイメージ図の右側中段にありますとおり、会計年度任用職員が新設されます。このため、改正された地方公務員法及び地方自治法に伴い、条例を制定するものです。

8ページをお願いします。

条例の概要としましては、パートタイムの会計年度任用職員の報酬や期末手当、費用弁償、フルタイムの会計年度任用職員の給料や各種手当について定めたものです。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行することとしています。

以上で議案第58号の補足説明を終わります。

○議長(加藤博徳) 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第58号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会に付託しました。

~~~~~

日程第6 議案第59号 松前町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第6、議案第59号松前町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第59号について提案理由を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、地方公務員法が改正され、会計年度任用職員制度が新設されるため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、和田総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） 議案第59号について、補足して説明いたします。

議案書は13ページから19ページですが、参考資料にて御説明いたします。参考資料の9ページを御覧ください。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、地方公務員法が改正され、会計年度任用職員制度が新設されるため、松前町の関係する条例の一部を改正するものです。改正する条例は、資料の2の一部改正の概要にありますとおり、松前町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例から、10ページの、次のページになります、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例までの9つの条例です。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行することとしています。

以上で議案第59号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第59号を所管の総務産業建設常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任

委員会に付託しました。

~~~~~

**日程第7 議案第60号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））**

○議長（加藤博徳） 日程第7、議案第60号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第60号について提案理由を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、一部の非常勤の職員を、新設される会計年度任用職員に移行させるため及び報酬額の改定を行うため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、和田総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（加藤博徳） 和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） 議案第60号について、補足して説明をいたします。

議案書は21ページから24ページですが、参考資料で御説明いたします。参考資料の11ページをお願いします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、非常勤職員から新設された会計年度任用職員に移行させる改正ほか、職務内容の見直し等により、報酬改正をあわせて行うものです。改正の概要としましては、報酬改正が交通安全指導員、会計年度任用職員への移行が生活相談員、児童館職員、社会教育指導員、地区公民館長、青少年補導センター指導員、放課後児童支援員です。職名の変更は、学校教育指導員が教育参与となり、臨時的任用職員の行政支援員が防災防犯参与として追加されます。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行することとしています。

以上で議案第60号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第60号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会に付託しました。

~~~~~

日程第8 議案第61号 松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長（加藤博徳） 日程第8、議案第61号松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第61号について提案理由を申し上げます。

人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告を考慮し、職員及び特別職の給与を改定するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、和田総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（加藤博徳） 和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） それでは、議案第61号について補足して説明をいたします。

議案書は25ページから34ページですが、参考資料で御説明いたします。参考資料の13ページをお願いします。

この条例は、人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告を考慮し、公民の給与較差に基づく職員及び特別職の給与を改正するため、関係条例を改正するものです。

条例改正の概要ですが、1の一般職の給料については、今年度4月1日付けで給料表を改定し、若年層の給料を平均0.12%引き上げるものです。次に、勤勉手当の改正は、今年度の12月勤勉手当を0.05月分引き上げ、100分の92.5月から、100分の97.5月分とするものです。なお、勤勉手当については、来年度からは6月と12月の支給割合を平準化し、それぞれ100分の95月分とするものです。続いて、2の特別職の給与改定については、今年度の12月期末手当を0.05月分引き上げ、100分の167.5月分から100分の172.5月分とするものです。また、この特別職の期末手当についても、来年度からは6月と12月の支給割合を平準化し、それぞれ100分の170.0月分とするものです。

以上で議案第61号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第61号を原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第62号 松前町老人憩の家設置条例等の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(文教厚生))

○議長(加藤博徳) 日程第9、議案第62号松前町老人憩の家設置条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第62号について提案理由を申し上げます。

各施設の利用料金を引き上げ、負担の適正化を図る等のため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、第1条から第3条については仲島教育委員会事務局長に、第4条については大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(加藤博徳) 仲島教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(仲島昌二) それでは、議案第62号のうち、教育委員会所管分について、補足して御説明をいたします。

議案書35ページをお開きください。

第1条にある松前町老人憩の家設置条例から、第2条松前町教育施設の使用料条例、第3条の松前町都市公園の条例に規定する8施設について使用料を改正するものです。

各施設は、長年使用料の見直しを行っていなかったことから、現状に即した使用料に見直すものです。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上です。

○議長(加藤博徳) 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長(大政哲志) それでは、議案第62号のうち、保健福祉部所管分について補足して説明をいたします。

議案書42ページをお開きください。

第4条にある松前町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を、別表のとおり改正するものです。

総合福祉センターは、平成12年2月の開設以来、使用料の見直しを行っていなかったことから、現状に即した使用料に見直すものです。

なお、条例の施行日は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第62号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第10 議案第63号 松前町立保育所条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第10、議案第63号松前町立保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第63号について提案理由を申し上げます。

二名保育所を廃止するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） それでは、議案第63号について補足して説明いたします。

議案書45ページをお開きください。

今回の松前町立保育所条例の一部を改正する条例は、町立二名保育所を令和2年3月末をもって閉園することから、別表から削除するものです。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第63号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第11 議案第64号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(文教厚生))

○議長(加藤博徳) 日程第11、議案第64号松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第64号について提案理由を申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する府令の施行に伴い、保育料の無償化に伴う食事の提供に要する費用について規定の整備を行うとともに、用語の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(加藤博徳) 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長(大政哲志) それでは、議案第64号について補足して説明を行います。

議案書54ページをお開きください。

第13条第4項で利用者負担の費用について規定をしております。内容につきましては、参考資料の19ページで説明をしたいと思っておりますので、参考資料の19ページをお開きください。

保育の無償化に伴い、満3歳以上児の幼稚園、保育所を利用する子どもの保護者は、保育料とは別に副食費を負担することとなりますが、低所得世帯につきましては副食費を免除するもので、第3号のア、(ア)は、満3歳児以上の幼稚園を利用する世帯の市町村民税所得割合算額が7万7,200円未満の家庭、イは3歳以上の保育所を利用する世帯の市町村民税所得割合算額が5万7,700円未満の家庭、ひとり親世帯は7万7,200円未満が免除とされます。また、第3号イでは、(ア)は幼稚園の子どもについては年少から小学校3年

生ままでに3人以上の子どもがいる世帯、保育所の子どもについては就学前の子どもが3人以上いる世帯については免除とし、ウでは満3歳児未満は保育料に副食費が含まれているため、改めて副食費について利用者負担は求めないこととしております。

このほか、用語の整備及び所要の改正を行っております。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第64号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会に付託しました。

~~~~~

日程第12 議案第65号 松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第12、議案第65号松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第65号について提案理由を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員の資格要件の緩和措置を3年間延長するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） それでは、議案第65号について補足して説明いたします。

議案書79ページをお開きください。

この条例は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行され、放課後児童支援員の資格要件の規定が、従うべき基準から参酌すべき基準

へ改正されたことにより、放課後児童支援員に関する資格要件を緩和している経過措置を3年間延長するものです。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第65号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第13 議案第66号 松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第13、議案第66号松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第66号について提案理由を申し上げます。

松前小学校放課後児童クラブ及び岡田小学校放課後児童クラブの定員を増員し、入所対象者を小学校6年生までに拡大するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） それでは、議案第66号について補足して説明いたします。

議案書81ページをお開きください。

この条例は、松前小学校放課後児童クラブ及び岡田小学校放課後児童クラブの定員を、それぞれ100人から160人、80人から160人へと増員することにより、小学6年生までを受け入れるための改正を行うものです。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。  
質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。

議案第66号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第14 議案第67号 松前町子育て世代包括支援センターの設置及び管理に関する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第14、議案第67号松前町子育て世代包括支援センターの設置及び管理に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第67号について提案理由を申し上げます。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な子育て支援を行うことを目的として、松前町子育て世代包括支援センターを設置するため、新たに制定するものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） それでは、議案第67号について補足して説明いたします。

参考資料No.2の1ページをお開きください。

今回上程している松前町子育て世代包括支援センターの設置目的は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な子育て支援を行うものです。法的設置根拠としては、母子保健法において努力義務である、母子健康包括支援センターによるものですが、現在松前町で実施している地域子育て拠点や子育て援助活動も一体的に実施をします。事業内容は、第1号の妊娠、出産及び子育てに関する相談及び情報の提供に関することから、第5号の妊娠、出産及び子育てに係る関係機関との連絡調整に関することとしております。センターの設置場所は、松前町総合福祉センター2階で、参考資料2の4ページに事務所の位置を示しておりますので、確認いただけたらと思います。

それでは、議案書の83ページをお開きください。

第4条で、センターの開所時間を月曜日から土曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとし、第5条ではセンターの閉所日を日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び1月1日から1月3日、12月29日から12月31日までと定めております。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。
質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。
お諮りします。

議案第67号を所管の文教厚生常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会に付託しました。

~~~~~

**日程第15 議案第68号 松前町印鑑条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））**

○議長（加藤博徳） 日程第15、議案第68号松前町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第68号について提案理由を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録資格について成年被後見人を一律に排除せず、その意思能力を個別的、実質的に審査するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） それでは、議案第68号について補足して説明いたします。  
議案書85ページをお開きください。

今回の改正は、総務省自治行政局住民制度課長より印鑑登録証明事務処理要領の一部改正の通知があり、その内容は印鑑の登録事項で、成年被後見人は印鑑の登録を受けることができない者の規定を、意思能力を有しない者に改正するというものです。これにより、松前町印鑑条例第2条第2項に、印鑑の登録を受けることができない者の規定を改正する

ものです。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第68号を所管の文教厚生常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第16 議案第69号 小型動力ポンプ積載車（普通トラック）2台（新立班・本村班）物品購入変更契約の締結について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第16、議案第69号小型動力ポンプ積載車（普通トラック）2台（新立班・本村班）物品購入変更契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第69号について提案理由を申し上げます。

小型動力ポンプ積載車2台の物品購入契約の変更契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、合田財政課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（加藤博徳） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） それでは、議案第69号について補足説明をいたします。

議案書にて説明いたしますので、議案書の87ページをお開きください。

この契約は、小型動力ポンプ積載車を2台購入するもので、今回の変更契約は、今年10月に執行された消費税率の変更に伴い、当初の契約金額から消費税の増税分20万4,000円を増額し、契約金額を1,122万円としたものです。現在仮契約を行っており、議会の承認を得られた日を変更契約日としてするものです。

以上で補足説明は終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。
質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。
討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。
採決を行います。
議案第69号を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第17 議案第70号 松前町総合福祉センターの指定管理者の指定について  
（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第17、議案第70号松前町総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。  
岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第70号について提案理由を申し上げます。

松前町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により、松前町総合福祉センターの指定管理候補者を選定したので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議決を求めるものです。

内容につきましては、早瀬健康課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（加藤博徳） 早瀬健康課長。

○健康課長（早瀬晴美） それでは、議案第70号について補足して説明いたします。  
議案書の89ページをお願いします。

この議案は、松前町総合福祉センターに係る現在の指定管理者の指定期間が、今年度末をもって終了することから、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものです。管理を行わせる施設の名称は、松前町総合福祉センターで、所在地は松前町大字筒井710番地1です。指定管理候補者は、社会福祉法人松前町社会福祉協議会で、指定期間は令和2

年4月1日から5年間を予定しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第70号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会に付託しました。

~~~~~

日程第18 議案第71号 令和元年度松前町一般会計補正予算（第4号）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第19 議案第72号 令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第20 議案第73号 令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第21 議案第74号 令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算（第3号）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第22 議案第75号 令和元年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第23 議案第76号 令和元年度松前町水道事業会計補正予算（第3号）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第18、議案第71号令和元年度松前町一般会計補正予算第4号、日程第19、議案第72号令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号、日程第20、議案第73号令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号、日程第21、議案第74号令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号、日程第22、議案第75号令和元年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第3号及び日程第23、議案第76号令和元年度松前町水道事業会計補正予算第3号を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第71号から議案第76号までについて、一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、各会計とも人事院勧告に伴う人件費のみの計上です。

予算No.1の議案書3ページをお開きください。

議案第71号令和元年度松前町一般会計補正予算第4号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ621万5,000円を追加し、総額を112億2,606万2,000円とするものです。

予算の議案書25ページをお開きください。

議案第72号令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ13万円を追加し、総額を34億6,892万7,000円とするものです。

予算の議案書39ページをお開きください。

議案第73号令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ7万2,000円を追加し、総額を4億4,868万9,000円とするものです。

予算の議案書53ページをお開きください。

議案第74号令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号は、既定の保険事業勘定に歳入歳出それぞれ32万4,000円を追加し、総額を28億6,759万4,000円とするものです。

予算の議案書69ページをお開きください。

議案第75号令和元年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第3号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ14万2,000円を追加し、総額を8億6,190万5,000円とするものです。

予算の議案書83ページをお開きください。

議案第76号令和元年度松前町水道事業会計補正予算第3号は、既定の予算に収益的支出において14万3,000円を追加し、資本的支出において2万4,000円を追加するものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

議案第71号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第71号を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第72号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第72号を原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第73号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第73号を原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第74号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第74号を原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第75号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第75号を原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第76号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第76号を原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

10時45分まで休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再開

○議長(加藤博徳) 再開いたします。

~~~~~

日程第24 議案第77号 令和元年度松前町一般会計補正予算(第5号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第25 議案第78号 令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第26 議案第79号 令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第27 議案第80号 令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算（第4号）  
（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（加藤博徳） 日程第24、議案第77号令和元年度松前町一般会計補正予算第5号、日程第25、議案第78号令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第4号、日程第26、議案第79号令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号及び日程第27、議案第80号令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算第4号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第77号から議案第80号までについて、一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

予算No.2の議案書3ページをお開きください。

議案第77号令和元年度松前町一般会計補正予算第5号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億9,042万8,000円を追加し、総額を114億1,649万円とするものです。

以下、補正予算の主要事項について参考資料により御説明いたします。

参考資料の23ページをお開きください。

まず、安全・安心・快適な松前町を目指して、廃棄物処理の充実を図るため、伊予地区ごみ処理施設管理組合に支出している負担金を、組合予算の補正に伴い減額します。

次に、健やかでやさしい松前町を目指して、障がい者支援の充実のため、自立支援給付費及び障がい児通所給付費を追加し、障がいのある方の自立と社会参加を促進します。

また、子育て支援の充実のため、乳児の紙おむつ購入に係る助成費や認定こども園等保育に係る経費を追加するほか、岡田小学校放課後児童クラブの駐車場整備を行います。さらに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことを目的として、来年度から松前町子育て世代包括支援センターを開設するための準備を行います。

次に、人と文化が輝く松前町を目指して、スポーツの振興のため、男子ホッケー日本代表チームの強化合宿を誘致し、町内の子どもたちとの交流を図るなど、ホッケーを通じたまちづくりを推進するほか、松前町国体記念ホッケー公園に合宿や練習、大会等で当施設を利用する利用者が戦術研究や競技運営を行う際、ビデオ撮影できるよう、タワーを設置し、施設設備の充実を図り、施設の利用価値を高めます。

また、来年4月の東京2020オリンピック聖火リレーの実施に向けて、交通規制周知看板や交通誘導計画書を作成するなど、準備を進めます。

24ページをお開きください。

次に、豊かでにぎわいのある松前町を目指して、農水産業の振興のため、農地中間管理機構を通じて農地集積に協力する場合に協力金を交付し、地域の中心となる経営体への農地集積を促進することにより生産性の向上を図り、持続可能な力強い農業を実現します。また、土地改良施設の改修を行い、労力の軽減や維持管理に係る経費の削減を図ります。

次に、飛躍を支える松前町の基盤づくりを目指して、道路交通網の充実のため県が実施する道路改良事業について、その経費の一部を負担するほか、避難路、緊急輸送路としての西古泉筒井線の整備や町道の維持管理を行い、安全・安心・快適に通行できる道づくりを推進します。

また、完成した北伊予駅自由通路の完成イベントを実施します。

次に、みんなで力を出し合う松前町を目指して、コミュニティの育成のため、地域が要望する公園の整備に対して助成を行い、便利で快適に過ごせるまちづくりを進めます。

なお、財源としましては、国県支出金や地方債等の特定財源が1億7,746万3,000円の増、一般財源が1,296万5,000円の増となっております。

予算の議案書29ページをお開きください。

議案第78号令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第4号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ201万7,000円を追加し、総額を34億7,094万4,000円とするものです。

予算の議案書43ページをお開きください。

議案第79号令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ208万8,000円を追加し、総額を4億5,077万7,000円とするものです。

予算の議案書55ページをお開きください。

議案第80号令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算第4号は、既定の保険事業勘定に歳入歳出それぞれ115万円を追加し、総額を28億6,874万4,000円とするものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

議案第77号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第77号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第78号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第78号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会に付託しました。

議案第79号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第79号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第80号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第80号を所管の予算決算常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会に付託しました。

~~~~~

日程第28 研修報告

○議長（加藤博徳） 日程第28、研修報告を行います。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 文教厚生常任委員会の研修報告を行います。

去る11月27日、28日、長崎県北松浦郡佐々町、同県東彼杵郡川棚町において、文教厚生常任委員会視察研修を行いましたので、御報告いたします。

27日の佐々町では、介護予防、要介護にならない取組について研修を行いました。佐々町は、長崎県の北部に位置し、人口約1万4,000人、面積約32平方キロメートルで、高齢化率は27.2%と本町より低く、住みなれた地域でいつまでも暮らし続けたいという願いを地域で支える町を目指し、平成22年から地域力を生かした住民主体の地域づくりをテーマ

に、高齢者支援、介護予防における様々な取組を行っています。

給付の適正な利用の取組では、1つ目は、介護認定新規申請事前点検として介護認定調査員が訪問し、本人の身体機能や生活状況の詳細な聞き取り調査を行い、介護保険サービスに限定せず、本人の状態や希望に応じた支援につなげています。役場の窓口は、介護認定申請の受付窓口でなく、あくまで介護相談窓口として位置づけています。

2つ目は、介護予防の推進には、介護事業関係者の連携が重要であるため、地域ケア会議を実施しています。

この会議では、介護保険の根幹であるケアプランが、本人の要望解決型プランでは意味がないため、高齢者の生活の質を向上させることを目的とした自立支援型ケアマネジメント及び生活行為評価を導入し、介護関係者が自立支援と地域包括ケアへの方向性について確認を行っています。

2つの取組により、介護保険サービスの在り方や利用を見直し、地域の中での支え合いや、通いの場など、しっかりと地域力を生かした住民主体のまちづくりを進め、要支援、要介護認定率や介護保険給付の抑制、そして介護保険料の減額と、大きな効果を出しています。

次に、要介護にならない取組として、介護予防を含む地域支援体制を確立し、地域包括ケアを推進しています。町の介護保険制度の現状とビジョンを伝える出前講座や地区集会所を活用した介護予防活動の推進、そして介護予防ボランティアを育成し訪問型生活支援サービスを行っております。

また、高齢者見守りネットワーク情報交換会や、地域包括支援センター職員7名で32か所を高齢者人口の同等規模を分けて受け持つ地区割り担当制を導入し、住民主体の通いの場づくり、日頃の支援体制の強化、地域力の向上が図られ、認知症初期段階での予防や高齢者の介護問題解決に大きな成果を出しています。高齢者を支える地域支援体制として、行政が中心ではなく、行政はしっかりとしたビジョンをもってきっかけづくりをし、そして専門職が地域に出向き、住民の方と触れ合って地域力を最大限に引き出し、地域の実践していくことが大切であります。介護事業は時間がかかり、すぐに成果が上がるものでもないため、職員がじっくり取り組めるような体制づくりも重要であると感じました。

次に、28日の川棚町では、統合型校務支援システムについて研修を行いました。

まず、統合型校務支援システムとは、教職員による学校、学級運営に必要な情報、児童・生徒の状況の一元管理、共有を可能とするシステムで、手書き、手作業が多い教員の業務の効率化を図る観点で効果があるとされております。

具体的には、校務支援ソフトの教務システムとして、児童情報管理、成績管理、出席管理、名簿作成、通知表作成、指導要録作成、保健システムとして健康診断票、保健室管理などがあります。次に、グループウェアとして、メッセージ、スケジュール管理、備品管

理、出退勤管理、アンケート、共有フォルダ、掲示板など統合して機能を有しているシステムです。

昨今、学校教職員の多忙化は問題となっており、学校の働き方改革、教職員の長時間労働の是正は本町の喫緊の課題の一つで、今後教職員の業務効率化を図る観点で統合型校務システムの導入が必要と考え、先進地の川棚町を視察しました。

川棚町は、長崎県中央部に位置し、人口約1万4,000人、面積約37平方キロメートルの町で、町立小学校3校、中学校1校、県立高校1校、特別支援学校が2校あり、小・中学校では時代を見据え、タブレットパソコンの整備や外国語活動の充実を図り、将来を担う子どもたちへの教育環境の整備に町を挙げて取り組んでいる中、教員の業務改善を目的として統合型校務支援システムの導入要望が学校現場から上がり、平成23年度に町内小・中学校にシステムを導入し現在に至っております。

システム導入により、教員の業務時間は年間で約150時間の業務削減ができ、その余裕の時間で子どもたちに直接かかわる時間をとることができるようになり、かつ働き方改革の一助となっております。

また、地域や保護者、町とのコミュニケーションツールとしてグループウェアを利用して、スケジュール管理、アンケート、町内メッセージの発信で緊急連絡、災害時にも備えているそうです。

セキュリティに関しては、個人のパソコンには残らないようにデータをサーバーに保存するように設定し、サーバー上でログ管理を行うなど情報漏えい対策も確実に実行しているため、問題は発生していないとのことでした。

このように大きな効果、成果の実証があるだけに、今後本町においても導入に向け前向きに検討すべき事業と考えます。ただ、導入時の初期費用やメンテナンスコスト、セキュリティシステムの同時導入など課題もありますが、まずは早期に先生方を含めた検討委員会を設置し、実際に使用する現場の教員からの声を聞きながらシステム導入に向け推進していくべきだと感じました。教員のモチベーションが向上することで、子どもたちによりよい教育環境を提供できるようになり、更なる教育環境の充実につながることを期待いたします。

最後になりますが、佐々町、川棚町の両町には、12月議会の準備や師走に向けて大変お忙しい中、視察研修を快くお引き受けいただき厚く御礼申し上げます。議員各位、町職員の皆様には大変お世話をおかけしました。重ねてお礼申し上げます、研修報告といたします。令和元年12月13日、文教厚生常任委員会委員長田中周作。

以上です。

○議長（加藤博徳） 文教厚生常任委員長の研修報告を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会いたします。

午前11時4分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 藤 岡 緑

松前町議会議員 村 井 慶 太 郎

12月19日（第2号）

令和元年松前町議会第4回定例会会議録

令和元年12月19日第4回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1 番 早 瀬 隆 士	2 番 西 村 元 一	3 番 渡 部 恵 美
4 番 曾我部 秀 司	5 番 影 岡 俊 範	6 番 田 中 周 作
7 番 住 田 英 次	8 番 稲 田 輝 宏	9 番 加 藤 博 徳
10 番 藤 岡 緑	11 番 村 井 慶太郎	12 番 岡 井 馨一郎
13 番 三 好 勝 利	14 番 伊賀上 明 治	

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、欠席議員を除いた13名である。

欠席議員は、次のとおりである。

13 番 三 好 勝 利

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡 本 靖
副 町 長	升 田 年 紀
教 育 長	本 馬 毅
総 務 部 長	和 田 欣 也
保健福祉部長	大 政 哲 志
産業建設部長	松 岡 謙 三
教育委員会 事務局 長	仲 島 昌 二
総 務 課 長	大 川 康 久
財 政 課 長	合 田 光 隆
税 務 課 長	米 澤 浩 樹
福 祉 課 長	山 田 運
町 民 課 長	重 松 修 平

保 険 課 長	小 池 良 治
健 康 課 長	早 瀬 晴 美
ま ち づ く り 課 長	横 山 眞 史
産 業 課 長	平 村 展 章
上 下 水 道 課 長	仙 波 晴 樹
会 計 課 長	楠 田 匡 志
学 校 教 育 課 長	住 田 民 章
社 会 教 育 課 長	黒 田 泰 弘

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	塩 梅 淳
議 会 事 務 局 書 記	徳 本 敏 子

令和元年松前町議会第4回定例会

議事日程表 No.2

	令和元年12月19日(木)	午前9時30分	開議
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	一般質問(提出順位)		

午前9時30分 開議

○議長（加藤博徳） 三好勝利議員より欠席届が出ております。

ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

12番岡井馨一郎議員、14番伊賀上明治議員、以上両議員を指名いたします。

~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（加藤博徳） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

10番藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました10番藤岡緑でございます。先ほどのお話のように、質問形式が件名ごとになっておりますので、通告書の中で件名ごとにお聞きし、更に中身が分かれている場合はそれについて順に回答いただき、また再質問する場合は全て一問一答の形式でお願いしたいと思います。

では、まず最初に、これからの防災の注目点ということで、今回私は4つの項目をお示しいたしました。

まず、最初の質問なのですが、これからの防災の注目点として、避難計画についてお尋ねしますということです。

先日のCOP25でも大きく取り上げられていました地球温暖化現象とそれらに起因すると思われる異常気象、年々規模が拡大する風水害、台風の進路、それも今までにないコースでやってきたり、全国各地に被害を及ぼしています。特に、川の氾濫で浸水するおそれのある地域の福祉施設や病院などの要配慮者利用施設のうち、利用者の避難計画が作成済みなのは、県下では全体の21.6%と低い状態です。計画作成は水防法で義務づけられてはいるのですが、未作成でも施設に対し罰則等の強制力もありませんし、施設管理者やオーナーの災害時の危機管理意識がまだまだ不十分なところもあり、低迷してるところであります。当町は、一級河川の重信川をはじめとする大小の川が流れ、山がなく、高台が少ない、ほとんど平野という地形にありまして、この川が氾濫すると浸水による被害は大きく、一昨年9月の台風時には重信川が危険水位を超えて、あと少しで越水しそうな危機

感にさらされたこともありました。そのときは、岡田小学校の2階以上に200人近くの人が避難してこられましたが、施設の方はほとんど来られず、施設内にとどまっておられました。地域には、町が管理する施設以外にも、民間施設や病院もあります。また、これから新しく福祉施設が建てられる予定もあるこの町内において、水害避難計画についてお尋ねしていきたいと思います。

1番目として、地域防災計画の中での既設の要配慮者利用施設の水害避難計画の確認、見直しは明確にできているのでしょうか。

また、2番目として、計画に合わせた施設点検や避難訓練の実施など、地域と連携した自主防の活動における支援などは明確にできているのでしょうか。

議長、ずっと続けて構いませんか。

○議長（加藤博徳） はい。

○10番（藤岡 緑議員） それでは、注目点の2項目め、マイ・タイムラインづくりについてお尋ねしていきたいと思います。

今年の台風シーズンに町内へ大型台風が接近したときに、避難準備や勧告が出た折にも町内で実際に避難した人は非常に少なく、他県の災害時の避難の様子を見ていても、逃げ遅れて救助を待つ多くの人々の姿が新聞とかテレビで報道されているのを見受けました。台風や豪雨に見舞われたとき、どのように行動するかを平常時に時系列で各個人が整理しておくマイ・タイムラインというものをつくっておきたいものです。更に、それを各個人、各家庭、職場、地域などで共有してつなげることで地域でタイムライン化しておくことが、どのようなときにどのような状況下で避難するのがベストであるかが明確になり、早目の避難、安全性確保につながると考えますが、いかがでしょう。

もちろん、避難すること自体が危険な状況にあるときは垂直避難が有効ですが、平家の場合や、歩行が困難なお年寄りや幼児など要配慮者の避難については事前の対策が必要です。これも、タイムライン作成時に隣近所や地域で話し合いをして、近くのマンションなど高台への一時避難の許可をとっておくなど、自助、共助へとつなげることができると思います。このようなタイムラインの有効性について、町としての見解はいかがでしょうか、お伺いしたいと思います。タイムライン作成を町から自主防災会へと働きかけていくという考え方はありますか。これが2点目です。

同じく注目点として、置き去りにされているトイレ問題についてお尋ねします。

1995年1月の阪神大震災、2011年3月の東北大震災のとき、最近では西日本豪雨災害のときですら、このトイレ問題は十分に改善されずじまいで、実際の災害時には大きな問題として被災者にのしかかってきたこと、これは関係者以外余り知られていないのが実態です。避難所においても、被災した自宅の方でも、その過ごす人たちにとっても、食料や水はある程度備蓄していると思いますが、たとえそれが少なくても短い期間なら我慢はでき

ますが、トイレに関しては一日たりとて我慢できるものではありません。そのようなことをすれば体に異変が来ますし、学校などの避難所のトイレを災害時に、浄化槽や下水管の状況がどのようになっているかを確認せずにそのままの状態で使用しますと、大勢の人によってあっという間に使えなくなってしまう。半壊状態で自宅のトイレが使えるような方でも、その自宅のトイレでも断水ならばそのまま流せば紙詰まりや漏水、ひどいときには逆流などの原因となりまして、想像するのにも嫌な状況を引き起こします。今、学校単位でマンホールトイレの備蓄など少しずつ対策はとられていますが、まず圧倒的人数に対して間に合わないと思いますし、工事現場用の仮設トイレなどは、規模にもよりますが、まず搬入には二、三日かかります。長い場合はもっとかかります。それなら、段ボールトイレや個人個人の携帯用のトイレがあると、既設のトイレに45リッター以上の大きなごみ袋をかけて本体の水の入っている層とを遮断して入水しない対策をとれば、携帯トイレを安心して使え、それを可燃物として処理していけば、その間を何とかつなぐことができます。特に女性に関しては、こういったことが必要になってくると思います。私は、全国トイレ研究会のセミナーで災害時のトイレの悲惨さとこの問題をどうクリアしていくかなどを学んだ結果、是非この問題について町の見解を伺いたいと思いました。

そして、具体的には今現在の避難所のトイレ問題についての対策、考え方はどうなんでしょうか。

また2番目として、災害弱者向けの携帯トイレだけでも備蓄するというようなお考えはないでしょうか。

以上です。

そして、最後の点として、想定外の災害廃棄物の処理問題についてお尋ねいたします。

地震や風水害など大きな災害が起こった後には、想定外の災害廃棄物が生じ、既存の計画では適用できなくて混乱し、処理に当たる業者や仮置き場の選定に苦労したり、分別されない混合廃棄物の山が勝手に仮置き場になっていて、それもあちこちにそういうところが出てきて、復旧の妨げになったり、それを取り除く資機材の不足も同時に起こるなど、多くの課題が報告されています。西日本豪雨災害で西予市は、2018年7月から今年11月末までに処理した災害廃棄物が2万2,764トンに達しているという新聞報告がございました。また、南海トラフ巨大地震では、最大でその100倍の廃棄物の処理が必要になってくるとも言われております。当町は面積的にもそのような巨大な量の廃棄物の処理をどのように分散し、効率的に行っていくのか、ある程度既存の計画はおありになるとしても、平常時に災害規模に応じた、当然、地震と風水害など災害の種類によっても異なりますが、具体的対応を検討しておくべきではないでしょうか。町の考えをお聞きします。

以上、災害に関してお願いしたいと思います。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

升田副町長。

○副町長（升田年紀） それでは、まず初めに、避難計画についてお答えします。

松前町地域防災計画で定める重信川浸水想定区域内にある災害時要配慮者施設は現在57施設あり、その内訳は、町立の幼稚園、保育所等が9施設、町指定の地域密着型介護サービス事業所が8施設、愛媛県の指定、認可施設が39施設、認可外施設が1施設です。この施設のうち、町立の幼稚園、保育所等及び町指定の地域密着型介護サービス事業所の中で、水防法で作成が義務づけられている避難確保計画を策定しているのは、3施設です。残りの施設に対しては、早急に作成するよう指導してまいります。避難確保計画を策定していない施設においても、災害時の利用者の安全確保のための体制や避難の方法等を定めた計画は策定しており、たちまち大きな支障は生じないものと考えております。いずれの施設においても、現在、施設が作成している計画に基づき避難訓練は実施していますが、地域との連携については十分とは言えないため、今後は地域との連携を図った訓練をより充実させるよう指導してまいります。愛媛県の指定、認可施設や認可外施設については、現在のところ、状況を把握しておりません。

次に、マイ・タイムラインについてお答えします。

御提案いただいたマイ・タイムラインとは、住民一人一人のタイムラインのことであり、災害の発生を前提に、自分自身がいつ何をするかに着目して防災行動を時系列に整理した、個人の事前防災行動計画のことで、町としても、より多くの方に避難行動をとっていただくために必要だと考えています。そのため、住民一人一人が御自身の、また御家族の命を守るための備えとしていただくよう、今年度から各地区で行っている防災講座において、作成いただくようお願いをしているところです。風水害時の避難行動につながるよう、今後も引き続き周知、啓発を図ってまいります。

次に、避難所におけるトイレ問題についてお答えします。

議員御指摘のとおり、災害時におけるトイレについては、水がとまっているトイレを無理やり使用したため非常に不衛生な状況となったケースや、その不衛生なトイレの使用を避けるために飲食を我慢し体調を崩すケースなど、様々な問題が見受けられ、町としても大きな問題だと認識しています。現在、町内の指定避難所には、断水や下水管の破損により既設のトイレが使用できない場合に備え、マンホールトイレを配備するほか、協定や支援により仮設トイレを調達することとしています。また、マンホールトイレや仮設トイレだけではトイレが不足することが見込まれるため、既設のトイレに装着して使用する携帯トイレを備蓄しています。このため、携帯トイレについては、災害弱者向けに限らず、相当数を準備しなければならないと考えていますが、町で全てをあらかじめ準備することは困難であるため、不足分については他の自治体や民間業者の支援に頼ることとしています。しかし、被災規模が大きくなるほど支援物資が発災してすぐには届かないおそれがある

るため、各御家庭においても自助による携帯トイレなどの備蓄をお願いしているところで
す。

次に、想定外の災害廃棄物の処理問題についてお答えします。

南海トラフ巨大地震による災害廃棄物の処理については、国の災害廃棄物対策指針に基づき、松前町災害廃棄物処理計画を策定しています。現在、素案が出き上がったところであり、来年初めにパブリックコメントを行った上、今年度中に策定、公表する予定です。松前町災害廃棄物処理計画においては、南海トラフ巨大地震による松前町の災害廃棄物の発生量は、愛媛県災害廃棄物処理計画において推計された量を使用することとしており、その量は最大で116万トン、それに必要な仮置き場面積は32.3ヘクタールとされています。仮置き場については、愛媛県が行った平成30年7月豪雨に係る災害廃棄物処理の報告検討会において、仮置き場を分散させると分別不能の混合廃棄物の山ができ、飽和状態になり、受け入れられないごみを仮置き場近くの空き地や通路に置く、いわゆる勝手仮置き場が増大し混乱してしまったとの報告がありました。また、被災自治体の経験から、仮置き場を設置する際には、こうした事態にならないよう、敷地内で大型の重機が使用できること、効率的な分別仕分けが行えること及び受け入れ通路を確保できることなどを考慮して、広い敷地面積が確保できる場所に設置した方がよいとの意見がありました。こうした意見を踏まえると、仮置き場は分散して設置するより、広い面積を確保して集中させる方が効率的であると考えられることから、そういう方向で候補地を選定していきたいと考えています。また、災害廃棄物の処理に当たっては、愛媛県と県下20市町と一般社団法人えひめ産業資源循環協会との間で災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定を結んでおり、処理に必要な人員、車両及び資機材等の調達の協力体制を構築しております。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 今それぞれについて御回答いただきましてありがとうございます。まず、先ほどのお答えの中で、避難計画のことについてなんですが、施設はたくさんあるんですけども、きちりとしたものはまだ施設としては3か所ぐらいということでお聞きいたしました。そして、いわゆるその途中過程にあるところがほとんどのところでされていて、それをもって避難訓練とかは個々されているというお答えではあったんですけども、非常に毎年毎年大きくなっていくような被害を感じるわけですね。被害というか、水害が特に大きくなって、そして重信川もいつ決壊するや分からないし、ここは非常に川が天井川になっておりますので、私どもの知っているところの施設でも、私どもの近くの施設でも、もし越水したらかなりのところが水につかるだろうなというのは想像がつかます。そうすると、孤立したような状態になってしまうまで待つのか、あるいは早目

早目の避難ということになるのかということになるんですが、やはり早目の避難ということ計画そして誘導ができるような状況づくりを是非早目につくっていただきたい。来年の夏が来るまでにはそこらあたりも明確にしていっていただきたいなというように思っております。そして、そのあたりを是非、自主防のあたりと計画をしてると思うんですが、その自主防との関連で、先ほどちょっと私が申し上げました高台というか、近くのマンションとかそういったところと提携をすとか、一時避難ですけれども、そういったところあたりは話が進んでいるのでしょうか。そのあたりは町としてもっとそういったところの計画が出てくるのかどうかというプッシュ、そこらあたりはどうなってるのかなと、ちょっとそこが気になりましたので、お聞きしたいんですが。

以上です。

○議長（加藤博徳） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 自主防との避難の合同訓練なんですけれども、全体は網羅しておるわけではないんですけれども、まだ自主防と協力をして実施しておるとところは数少ないと認識はしております。ただ、地域の消防団等と連携しての避難訓練を行っているところもありますので、そういったところにあわせて、加えて自主防との共同訓練というの今後推し進めていきたいと思っております。ただ、これも、平時のときに自主防の方、消防団の方、それぞれの施設に入ってる方の状況も知っていただく必要もあろうかと思っておりますので、平時からそういう連携を進めていくよう今後指導をしていきたいと思っております。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 施設側の方としてはそういった消防団、自主防との連携というところについて、そういったことについて日々からお互いにそれを知り合っておくということが大事だということで今、部長の話があったと思うんですけれども、そういうことについて門戸をたたいてちょっとそういう話し合いをすとか、そういったことについては前向きなんでしょうか。そこらあたりは余り困るという状況なんですか。そのあたりはどうでしょうか。

○議長（加藤博徳） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 施設側の方から、協力要請したいんだけど誰に言ってもいとも分からないというような相談があった場合は、我々の方から地元の方にお話をし、こういう要請があるんだけど参加できないかということは伝えてはおります。ただ、そういった部分で自主防とのお話がまだ十分できてませんので、そのあたりは今後検討して、早急に自主防との連携が図れるように事業者とも話をしていきたいと思っております。

○議長（加藤博徳） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 先ほどの御質問の中にありました高台への避難ということですが

れども、福祉施設関係についてはそもそも2階建て以上の施設というものも多くあります。その施設の方が安全である場合もありますし、また町立の幼稚園等においては近隣のマンション等に一時避難をするというようなことも計画はされております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） ありがとうございます。幼稚園とかそういったところの2階建てのところも、うちの近くの福祉施設も確かに2階はあるんですけども、どうしても高さ的に言ってもまだ更に低いという状況がありますので、そういったところがちょっと念頭にございましたので、そのあたりはどうなってるのかなというのが徐々に進んでいるということで、更に進めていただきたいなというふうに思います。

それから、タイムラインは関連して進めていっていただくということで、防災講座などでどんどんそのお話も進めていただくということで、この方向は是非進めていただきたいと思いますので、マイ・タイムラインという言葉自体もよく分からないという方も多いと思いますし、またつくっていくとなると、いろんなところでこういったところが問題だということがつくりながらいろいろ出てきますので、非常に両方の意味から、それをつくるということは意味があるのではないかなと思います。

今度はトイレ問題のことなんですけれども、今、先ほど備蓄のことでちょっと出てきたと思うんですけれども、携帯トイレについてはある程度の備蓄は考えているということで、実際に食料以外にも携帯トイレについて備蓄をされているということ、私はどのぐらいのことで携帯トイレが備蓄されているのかということは、食料のことについてはよく存じ上げとったんですけれども、携帯トイレも備蓄されているということは念頭になかったものですからあれなんですけれども、それは実際的に全部は網羅することはできないと思うんですけれども、数量的には食料だったらこのぐらい、携帯トイレについてはどれぐらいということで、数字的には分かりますでしょうか。

○議長（加藤博徳） 大川総務課長。

○総務課長（大川康久） 携帯トイレの備蓄数ですけども、現在3,010個保有しております。ただ、これは、現在の南海トラフ地震で避難をされた場合の最大の避難者数から割り出しますと、まだまだ不足しているというような状態です。それ以外に、先ほど答弁にもありましたように、マンホールトイレ、仮設トイレ、これは時間がたってくると徐々に増えてくるということで、我々の考え方としましては携帯トイレは災害発生時の緊急的なものと、あとそれ以外にも、避難者数が増えてくるとトイレの数がやはり足りないので、そこを補完するようなトイレということで、計算しますと、不足数が4万7,715個というような数字が出てきてしまいます。これを実際に町だけであらかじめ備蓄するのは困難であるということで先ほど答弁がありましたけども、ですので皆さんに備蓄を呼び掛けている

というような状態でございます。携帯トイレについては、まだこれから、少しずつではありますがありますけども、備蓄していく予定ではございます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） その携帯トイレに関する事なんですけど、私がちょっと後半で書いておりましたように、トイレ研究セミナーの室長の話では、人が成人で1人大体5回から7回ぐらい、病気とかいろいろなことでお薬とかを服用されてる方はもっと回数が増えると思うんですけども、5回から7回、1回につき200から300ということと考えたら1,500から2,000ぐらいのものを、これは排尿だけなんですけれども、これに排便を加えますと2,500から3,000ということで、非常な量になるんですね。それを回数等を単純計算しましても、私自身も携帯トイレは自分で持ってるんですけども、例えば被害とか災害が大きければなかなか仮設トイレは来ませんし、そしてもちろんトイレは使えないですから、自分の方で何とかしなければならぬという状況になるわけですけども、それで単純計算しましても20ではやっぱり1週間ぐらいだったら全然足りないし、家族で考えた場合はもっと多目ということになりますし、そこにまた災害弱者の方がかかりますと非常に多くのものをということになりますので、そういう考え方でいきますと、やはり町だけの備蓄ではとてもじゃないけど足りないというのはよく分かります。それを皆さんがもう少し、我々もそうなんですけれども、広報して、そして町でもいろんなところでその旨をいろんな町民の方々にも広めていただいて、そういう数字的なものやいろんな資料をもって、ああ、なるほどなという納得がいくような書き方で、そして御自分のことと比べて、男性の方は生理的に排尿だったら外でやってもいいじゃないかというようなことになって、もっと減るんじゃないかということになるんですけども、これもまたセミナーの話ではあるんですけども、それをすると、山とか畑のところにこの水が流れたときにそれが全部排出して町の中にあふれて、これはまた大変な問題になるので、緊急的にはそれも仕方がないかもしれないんですけど、みんながそういう考えで備蓄をしない状態になって、備蓄というか、自分で持っていないとそういったいろんな問題があるということも含めて広報していただいて、トイレ問題というのは非常に体にも関係しますし、先ほど副町長が言われてましたように、いろんな体の不調をして、そしてせつかく生きた命を二次的なことによって災害関連死で亡くられる方も非常に多かったということです。ちなみに、仮設トイレなんですけれども、今現在、工事現場なんかで使われている仮設トイレも、やっと届いたかなと思ったその仮設トイレが、大体まだ和式なんです、トイレ自体が。それで、持つところもありません。だから、工事現場なんかの仮設トイレといえば屈強な男性が使うわけですから、持つところも必要ないし、和式でも全然問題ないということではあるんですけども、実際に東北大震災とかのときにその仮設トイレで、お年寄り

がどうしてもそれを使わざるを得ないので使ったことによって、立ち上がったときに後ろに倒れて大腿骨骨折をした方が大勢おられたとかというような報告も聞いております。ですから、仮設トイレ自体もこれから改良は進んでいくと思うんですけども、やはり何といても個人個人のそういった考えとか知識によって、そういったものも未然に防げていけるのではないかなと思いますので、そのあたりの広報を含めて、また備蓄数についても是非、町としても捉えてつなげていただきたいなというふうに、努力していただきたいなと思っております。

それでは、災害に関してはこれまでにしまして、次の本題に入りたいと思います。

高齢者の保健事業としての介護予防についてお尋ねしたいと思います。

先般、私たち文教厚生常任委員会で研修に行きまして、この分野の先進事例ということでも勉強させていただきまして、今回の質問についていろいろと考えさせていただくことがございましたので、これについてお尋ねしていきたいと思っております。

平成26年度の介護保険法改正により、介護予防の考え方を高齢者個人の健康から高齢者本人を取り巻く環境とか地域の改善アプローチということにより介護予防事業を見直して、住民運営の場を充実させて、人と人とのコミュニケーションを通して地域づくりにもつなげていき、更にはリハビリ等の専門職を生かした取組を推進させ、介護予防事業の機能強化を目指すものというふうになってきているようです。現在、5年間の経過の中で評価、改善を地域包括支援センターの中でもしっかりと取り組まれていることだろうと思いますが、以下のような点を今後どのように克服されていくのか、お聞きしてまいりたいと思っております。

まず最初に、生活支援体制整備事業を目指す地域づくりを進めていく中で、地域人材の発掘のため勉強会を行ったり、地域リーダーを育成して、集いの場での高齢者の主体的な健康づくり、介護予防活動の広がりが進んでいるようですが、そこから離脱していく人たちやそこに参加できない人たちをどう巻き込んでいくのか、また活動の復活を促していくのでしょうか。その点が1つ。

それから2番目として、軽度認知症の早期発見やフレイルチェック体制は十分機能しているのでしょうか。フレイルというのは虚弱という意味で、高齢期に生理的ないろんな予備能力が低下することによって、あるいはストレスに対する脆弱性が非常にこう進み、不健康な状態というのを引き起こしやすい状態というふうに考えていただいたらと思いますが、そういうフレイルのチェック体制は十分機能しているのかどうか。

それから3番目として、そのフレイル対策の一つとも言える口腔ケアについて、医師会からもその推進条例の設置も視野に入れたアプローチもあったようですが、町としてはどのような対応を考えているのでしょうか。

4番目に、地域リーダーの活動や集いの場の活発化なども地域間格差がどうしても生じ

ているようですが、これらについての対策はいかがでしょうか。また、今後の考え方をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

早瀬健康課長。

○健康課長（早瀬晴美） 高齢者の介護予防についてお答えします。

まず、高齢者の主体的な健康づくり、介護予防活動についてお答えします。

平成26年度から3年間、町が全地区で実施した町独自の2つの介護予防体操の講習と口腔ケアや認知症予防の内容を盛り込んだ介護予防教室を契機に、参加者から教室終了後も自主的に継続して集まりたいという声上がり、受講者を中心にグループがつけられたことから、こうしたグループに対して介護予防体操の指導や健康情報の提供、助言等を行う介護予防出前講座を平成27年度から開始し、グループの活動を支援しています。これまで44グループを支援し、現在は38グループが活動を継続しています。グループの中には集まりに来られない人がいるため、今年度から、身体的な理由等で来られない人に対しては必要に応じて地域包括支援センター職員が訪問し、状況確認を行い、機能回復が見込まれる場合には、リハビリテーション専門職と地域包括支援センター職員が機能回復のための個別指導を行う体制を整えています。また、町民から、知り合いがいないなどで参加できないと相談があった場合や、要介護状態を予防するために体操グループへの参加が必要な場合には、グループを紹介しています。なお、現在活動休止になっているグループの復活支援については、今後対応策を検討していきます。

次に、フレイルチェック体制についてお答えします。

軽度認知障がいとフレイル（虚弱）は、早期に発見、対応することで健常な状態に一部回復することが分かっています。このため、町としては、フレイルとその予防について啓発するとともに、フレイル状態の高齢者の早期発見と早期対応を行うため、一人一人チェックできる体制を構築しようとしています。フレイル予防の啓発については、平成29年度から、町民の皆さんが医師等から直接専門知識を学ぶ教室を開催し、啓発に努めています。また、今年度から、地域の情報をもとにリスクの高い人を優先して各地区20名を対象に、身体機能、認知機能、口腔機能の健康状態を確認するフレイルチェックを実施し、結果に基づいた個別指導を行っています。その後、効果判定のための再チェックを実施しています。今年度は松前校区で実施していますが、これを全校区で順次実施します。こうした取組を継続することでフレイル状態の早期発見、早期対策が図られるものと考えております。

次に、口腔ケアについてお答えします。

口は、栄養摂取の入り口であるとともに、感染経路の入り口でもあります。特に歯周病

に関しては、糖尿病の悪化や動脈硬化、心筋梗塞のリスクを高め、肺炎を起こす原因となる等、様々な病気に影響を及ぼすとされています。そのため、町は、平成18年度から、40歳以上の歯周病対策として500円で健診が受けられる成人歯科健診を実施しております。特に高齢者は、歯周病が引き起こす病気が原因となり、要介護状態に陥る傾向があるため、町では平成24年度から愛媛県歯科衛生士会の協力のもと、各地区で口腔機能のチェックと口腔ケアの指導を行っています。なお、後期高齢者については、平成27年度から愛媛県後期高齢者医療広域連合が歯科口腔健診を無料で実施しています。また、町としては来年度から笑顔で暮らせる健康づくりに取り組んでいきたいと考えており、その一環として、生活習慣病の予防やその他全身の健康につながる口腔ケアは早期に取り組むことが重要であるため、成人歯科健診の対象者を20歳以上に拡大する予定です。歯科保健条例については、歯科関係者の御協力のもと、松前町健康づくり計画に基づき、今後、口腔機能の維持、向上を意識した幅広い歯科保健対策を更に充実させていくこととしていますので、条例を制定するまでもないと考えています。

続いて、グループ活動の地域間格差についてお答えします。

先ほど答弁しましたグループ活動については、議員御指摘のように、地域間格差が生じています。1地区で6グループが活動しているところもあれば、結成されていないところもあり、活動状況は様々です。このため、昨年度、グループがない地区と少ない地区で介護予防教室を開催したところ、グループがない地区において新たにグループが1つできることとなりました。今後もこのように地域へ働きかけることにより、地域間格差の解消に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） それぞれについてお答えいただいたんですけども、まず非常にきめ細かい保健の生活支援体制について研究され、そしてまた地域の人々に対してのアプローチも進んでいって、更に個別指導とか、更にそれに重篤な方については再チェックもしていくということで、きめ細かい作業を進めておられるということがよく分かったんですけども、私、見ておりまして、保健師さんもそれほどいないようですし、包括の方と人の手配がこういう計画ですとそれが進めていけるのかどうか、ちょっとそこが不安なんですけれども、その体制については大丈夫なんでしょうか。

○議長（加藤博徳） 早瀬健康課長。

○健康課長（早瀬晴美） 現体制では、包括支援センター職員、保健師2名と社会福祉士、主任ケアマネジャー協力のもと行っております。現在は、愛媛県歯科衛生士会や愛媛県の理学療法士会、作業療法士会等の協力を得て事業が行えておりますので、現在のところは事業を行うことができると思っております。将来的にマンパワーが不足しているところ

ろは、健康課の方でも心配しているところではあります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 今のところ、これから高齢者はどんどん増えていきますし、またこういった問題も更に深刻化していくと思いますから、各種いろんな団体との連携ということは非常に大事だと思いますし、それは各ほかの自治体においても同じようなことが起こっているとは思いますが、そこらの連携を更に深めていただいて、マンパワーの足りない部分についてはそういったところで何とか対応していくという体制を順次、人数に合わせて考えていただいて、対応していただきたいなというふうに思います。

それから、フレイルチェック、フレイル対策で、特に口腔ケアというところで、私も歯科医師会の方の研究テーマでいろいろとお話やセミナーなんかも聞かせていただいて、非常にこの重要性ということ、あらゆる成人病に関連している大事なネックになる口腔ケアということについて、これも医師会の方からは推進条例の話も出ていたような感じなんですけど、県はそれを採択されてるようなんですが、条例制定自体は町としては今のところ考えてなくて、それよりも実のある実際のいろんなことで対応していきたいということ考えておられるようなんですが、それはそれで住民に対してそれが進んでいくのであれば、私の方は条例というよりはそういう実質面が大事ななというふうに思いますので、それはどんどん実際にやっていただいたらそれがいいと思います。ただ、先ほど、実際に40歳以上はワンコイン、500円で歯科健診ができるようなということでお聞きしたんですけれども、これについては後期高齢者は無料でということなんですけども、40歳以上の方についての分は、というのは口腔ケアっていうのは、歯周病にかかっていくのは早い話、若いときから結構かかっていって、それでほとんど痛みとかがありませんので、気がついたときには非常に重篤な状態になってるということが多いので、40歳以上、それをワンコインでできるということではあるんですけれども、このあたりは保険対応とかということは考えられないんでしょうか。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（加藤博徳） 早瀬健康課長。

○健康課長（早瀬晴美） 現在は40歳以上を対象としておりますが、先ほど答弁をいたしましたとおり、口腔ケアは早期に取り組むことが重要であると考えておりますので、来年度からは成人歯科健診の無料の対象を20歳以上に拡充する予定……。500円できるように、年齢を拡充するように予定をしております。それと、成人の歯科健診の受診率が低いため、8020を目指して、企業や地域においても若い世代から口腔ケアの重要性について働きかけていく予定です。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） あくまでも500円という有料に関しては、年は若い範囲からするということで、それは変わらないんですけど、無料にはならないということで、自分のことですからそれぐらいのことはしないとイケないのかもしれませんが、両方含めて口腔ケアがいかに大切かということについては同時に、やはりお年寄りだけでなく若いときからそういったものが非常に今問題になっていることを広めていただきたいなどというふうに考えます。

それから、地域リーダーの活動とか地域に働きかけて格差が出ていることについていろいろ対策を講じておられると思うんですけども、やはりまだまだ非常にここが重要、こういったところがついていこうところの何か目玉というか、そういう何か大きなアクションになるような活動があって、そして、あ、そういったところがこういうことをやってるなっているところが活発化しているところ、その例を少し消極的なところに対して、あ、そういうことで成功されている、いい実績を出しておられるということをもう少しお互いにこれが情報交換が進んでいくと、そういったこともでき上がっていき、そして全体の持ち上がりになっていく、全体が向上していくのではないかなというふうに思いますので、そのあたりがそれぞれのところで完結してしまっていることがもう少し横のつながりがあるとそういったことが更にグレードアップしていくのではないかと思います、そのあたりについて最後にお考えをお聞きしたいんですが。

○議長（加藤博徳） 早瀬健康課長。

○健康課長（早瀬晴美） 引き続き介護予防教室を開催するほか、まだまだ知られていない町独自の介護予防体操の普及啓発のために、体操未経験者である高齢者、老人クラブや高齢者大学も含め、高齢者の方々あるいは民生児童委員、見守り推進員さんに対しても啓発をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） それでは、以上で私の一般質問を終わりにさせていただきますと思います。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

4番曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 4番曾我部秀司、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、私、学校現場にいた者として、お礼を申し上げます。13日定例会で町長挨拶の中に、他市町から転入してきた教職員が松前町立校の施設、設備が十分でないと感じているというような話がありました。私も、他市町から松前町に帰ってきたときに同じようなことを感じていたなと思いながら、その話を聞いていました。教育の町なのになど。

ただ、ここ四、五年、小・中学校の各教室への大型テレビやクーラーの設置、国の基準には十分まだ満たしていないようですけれども、タブレット端末の増大整備、そういったところ、教育環境の充実を図っていただいていること、大変感謝しております。どうもありがとうございます。教育の町として、子どもたちが興味、関心を持ち、意欲的に学習に取り組むことができる環境を更に整備していただけるよう、これからもよろしく願いいたします。

さて、私は、統合型校務支援システムの導入について4点、質問をさせていただきます。

13日定例会での研修会報告で、文教厚生常任委員会委員長より統合型校務支援システムについて説明がありましたが、私の方からも簡単に説明をさせていただきます。

統合型校務支援システムについてですが、これは教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系など統合した機能を有しているシステムのことです。このシステムを導入することで様々なメリットがあります。幾つかを紹介しますが、各機能間でのデータ引用により、校務における業務負担をかなり軽減することができる、情報の一元管理や共有ができる、システム化によりセキュリティ機能が高まり、情報漏えいリスクの低減につながるなどです。例えば、出欠管理についてですが、学級担任が出欠を入力すると、全校の出欠情報は管理職も閲覧でき、子どもへの対応や学級閉鎖の実施判断を迅速に行うことができます。システムで出欠の集計作業を自動で行うため、集計ミスありません。また、月末に教育委員会への長期欠席者等の報告も、改めて情報を入力する必要はありません。教育委員会では各学校の統計情報等を把握することができるため、各学校からの紙媒体での提出を求める必要がなくなり、業務の削減等、個人情報流出、紛失等の事故の防止になります。更に、出欠データは通信簿や指導要録に反映されるため、転記する必要はなく、ミスありません。これは一例ですが、様々な事務処理の中でメリットがあります。このように業務負担を軽減できるわけですが、システム導入とともに業務改善を図ったことで、どれだけ勤務時間が削減されたかいろいろ調べてみましたが、教員1人当たり年間100から200時間削減できたということです。このように事務処理に要する時間が短縮されることにより、最終的には子どもと向き合う時間の確保、教育の質の向上につながります。これが最大のメリットです。このようなことから、全国で都道府県単位、市町村単位での統合型校務支援システムの導入が進んでいます。

さて、システム導入に関して、国の動向ですが、文部科学省が策定した教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）の中にある、目標としている水準の一つに、統合型校務支援システム100%整備とあります。また、システムを含めたICT化に向けた環境整備に必要な経費については、2018から2022年度まで単年度1,805億円の地方

財政措置を講じることとされています。また、今年度公布された学校教育の情報化の推進に関する法律第3条基本理念第4項には「学校教育の情報化の推進は、情報通信技術を活用した学校事務の効率化により、学校の教職員の負担が軽減され、児童・生徒に対する教育の充実が図られるよう行わなければならない」とあります。第5条には地方公共団体の責務、第6条には学校設置者の責務、第21条には地方公共団体の施策が書かれています。ICT化関連でいいますと、報道でもあったように、小学校5年生から中学校3年生がパソコンを1人1台使える環境を整備する案を検討しているなど、国は教育のICT化に向けた環境を早急に整備しなければならないと考えているようです。

そこで、質問1つ目は、システム導入についてです。平成30年度対象の教育委員会の点検・評価報告書の中にある重点目標3の成果と課題及び次年度への対応の中に統合型校務支援システムなどの導入を検討していたがとありましたが、どこまで検討されていたのでしょうか。また、今後システムの導入についてどのように考えているのでしょうか、お聞かせください。

2つ目は、推進組織についてです。予算化に向けた準備から、導入し実際に運用するまでにはかなりの時間を要すると思います。まず、予算化に向けて導入効果の可視化や調達仕様などの検討、運用に向けてのルールづくりや活用の促進支援策など、導入に向けてやらなければいけないことがたくさんあります。これらを検討していく推進組織の整備を考えているのでしょうか、お聞かせください。

3つ目は、共同調達、共同利用についてです。共同調達、共同利用により、調達コスト、運用コストを抑制することができます。また、教職員は、伊予郡、市内での異動も多いところから、伊予郡、伊予市での共同調達、共同利用を考えているのでしょうか、お聞かせください。

4つ目は、県の動向についてです。平成30年度に閣議決定された第3期教育振興基本計画の中に、教職員の業務負担軽減に効果的な統合型校務支援システムの整備を図るため、調達コスト及び運用コスト抑制に向け、都道府県単位での共同調達、運用を促進するとありますが、県からこの件に関してのお話があったのでしょうか。あった場合は、どのような話だったのか、お聞かせください。

以上です。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

住田学校教育課長。

○学校教育課長（住田民章） 統合型校務支援システムの導入についてお答えします。

統合型校務支援システムの導入は、議員が言われるように、教職員の業務負担の軽減を図ることができ、結果として教員が子どもと向き合う時間が確保され、教育の質的向上につながるものと考えています。このため、平成30年度において、校務の状況の実態把握、

教職員の業務改善に係る統合型校務支援システムを含めたICT化などの希望調査、県内市町の導入状況の情報交換や業者からの情報収集を行い、導入に向けて検討いたしました。小・中学校の空調設備の設置、松前中学校改築などに費用がかかったため、導入には至りませんでした。しかし、教育委員会としては、平成30年12月議会で影岡議員にお答えしたとおり、業務改善には統合型校務支援システムの導入は必要不可欠と考えており、できるだけ早期に導入をしたいと考えています。

システム導入に当たっては、教育委員会と校長会、学校現場の関係者などによる導入検討委員会を設置して、システムの内容や導入スケジュールなどについて検討していきたいと考えています。

次に、伊予郡、伊予市での共同調達、共同利用については、他市町が統合型校務支援システムの導入に向けて先行しているため、難しい状況です。

また、国が示した第3期教育振興基本計画で記載された県単位での統合型校務支援システムの共同調達、共同運用については、県では、既に各市町で整備が進んでいるため、各市町において導入に取り組んでもらいたいということです。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） まず、県の共同調達なんですけれども、私も各市町がほとんどがもう導入していることを考えると難しいかなというような考えは持っておりました。というのが、県がもし共同調達をすると、そのシステムに合わない市町はデータを移行しなければいけない。教職員にそれを負担させるのか、もし業者にするなら委託料がかかる、そういったところから、県では難しい、今の現状からいうと、難しいだろうなというのは感じておったんですけれども、国がそういうふうな形で言ってる分、できれば県がシステムの運用の予算をとっていただいて、市町に案分していただく、そうすると各市町も助かるのですが、そういう働きかけもまた教育委員会の方でできたらお願いしたらと思います。伊予郡、市の方なんですけれども、私もある市町が業者と連携をして導入に向けて動き出しているというところを聞いておりましたし、市町が2つ、3つになると、やはり調整に時間がかかる、そういったところから、やはり町単独でしかないのかなというような感じは持っておりましたので、できるだけ早急に取り組んでいただきたいなと思うんですが、先ほど答弁の中にありましたが、いろいろ希望調査を実態把握をされた、業務改善とか、そのほかICT化に向けた依頼をした、調査をしたということなんです。この校務支援システムの導入について質問されたか、もしされた場合でしたら、どれだけ導入を望んでるのか、もし把握していたらお答え願いたいと思います。

○議長（加藤博徳） 住田学校教育課長。

○学校教育課長（住田民章） お答えいたします。

平成30年度と令和元年度に調査を行っております。平成30年度の調査では、要望のうち、統合型校務支援システム導入を含めたICT環境の整備というものが全体の22%、それから今年度の調査では50%となっておりまして、教職員からの要望としましては、いずれもアンケートの中で順位は1位でした。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） そしたら最後に、前向きに早期の導入をということでお聞きしたんですけれども、教育委員会、町として何年度導入を目標に取り組んでおられるのか、もし答えられるようでしたらお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 住田学校教育課長。

○学校教育課長（住田民章） 具体的な導入時期ということですが、現時点では申し上げることができません。財政状況を考慮した上で、導入時期を決定して、予算を計上していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） できるだけ早期にお願いしたらと思います。

最後に、統合型校務支援システム導入により教職員の働き方改革にもなりますし、事務処理に要する時間が短縮されることにより、最終的には子どもと向き合う時間の確保、教育の質の向上につながると、そういうことでメリットがあります。現在、教育関係でいろいろ経費がかかっていることは重々承知しておりますが、是非システム導入を前向きに検討していただきたいと思います。そして、推進組織も立ち上げていくようですので、そこで導入に向けていろいろ検討していただきたいと思います。もし私にできることがあったら、声をかけていただいたら協力したいと思いますので、よろしく申し上げます。教育の町として、子どもたち、教職員のためにもよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員の一般質問を終わります。

10時50分まで休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（加藤博徳） 本会議を再開いたします。

7番住田英次議員。

○7番（住田英次議員） 7番住田英次、議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。質問形式は全て一問一答の形式で行いますので、よろしく申し上げます。

それでは、通告書に従いまして、2件の質問のうち、最初の1件目の質問をいたします。

初めに、企業誘致についてお尋ねします。

北黒田の地蔵町公園より西の地域では、以前はタマネギやカボチャ、青ネギなど多くの野菜が収穫されていましたが、現在、地元の声を聞きますと、後継者もなく、近い将来、耕作放棄地となる農地が増えてくると言われております。この地区は、農業振興地域内で農用地区域外農地で白地となっています。青地と比べると農地以外への転用が可能と考えます。隣接する南側の伊予市や同じ町内の北側の地区も工業地域となっています。また、塩屋地区にあります工業専用地域もほぼ埋まっていて、新しい工場の建設用地も少なくなっていると聞いております。もちろん、農業施策をおごなりにするというのではなく、現実に直面している問題として、また今後の町の新しい指針として、岡本町長の公約にもありました土地利用の在り方の検討の中の一つに、そして税込確保、また新たな雇用の創出による人口減少対策としても検討する価値があると考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

以上、1件目の質問とさせていただきます。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） 企業誘致についてお答えします。

町内で企業立地が可能な工業系用途地域は約159ヘクタールですが、その大半に企業が張りついており、新たに企業立地できる土地はほとんど残っておりません。企業を誘致することは、雇用の創出や税込の増、人口減少対策など、将来の松前町の発展のために必要なことだと考えており、以前から南黒田工業団地整備に取り組んでいるところです。議員御質問の北黒田の地蔵町公園から西の地域は、市街化調整区域内にあり、面積約11ヘクタールの甲種農地であるため、農地以外での土地利用は厳しく制限され、農林漁業者用の住宅や公益上必要な学校教育施設等、限られた利用目的でしか開発、転用は認められていないことから、企業誘致は困難な状況です。今後とも豊かで住みよい松前町を目指して農業、産業が連携した土地利用を進めていく必要があり、引き続き南黒田工業団地の着手に向けて努力するとともに、町全体の土地利用の在り方についても検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 住田英次議員。

○7番（住田英次議員） 農地転用は5年、10年と許可までに長い時間もかかるということはよくお伺いしております。ほんでも、松前町はよくも悪くもコンパクトな町でございますので、できる限りその土地を効率よく生産性のある利用を考えていただいたらという

ことで質問させていただきました。南黒田工業団地のことは以前からお聞きしていただき、何年か後にはまた動き出すんであろうというようなお話も聞いておりますが、北黒田の西の海岸のあたりも世代交代もちょっと始まるとようで、いろいろと聞きますと、次の農家を続けてくださる方も少ないし、場所によたらもう、極端な例ですけど、土地は要らないから、大字で管理して何か利用することがあったら使ってもらってもいいよとかそんな声まで聞かれるようになってきているのが現実的な状況であります。

先ほども言いましたように、5年、10年とかかる話でありますので、今日、明日結果を聞きたいとかそういうものではありません。都市計画に関しましては専門的な職員さんも配置されているような状況だと思いますので、そのあたりも酌んでいただいて、よりよい土地利用について今後も進めていただければと思うのが今回の質問の意図になります。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

土川の越水対策の取組状況についてお尋ねします。

本年9月議会では新たに町道西192号線も認定されるなど、筒井地区の浸水対策計画も進んでいるようです。2017年の12月議会では私の一般質問に対し、筒井地区に続いて北黒田地区の浸水対策も立案したいとの答弁をいただきました。現在でも、北黒田地区を流れる土川の川沿いの住民からは、大雨のときに発生する越水への対策の取組状況を知りたいとの声をよく聞きます。本年9月議会でも西村議員の一般質問でトンネル工法の排水施設の事業計画の質問がありましたが、これに対し、トンネル工法にかわる効果的で実現可能な計画に改め、雨水対策を実施していきたいとの答弁がありました。改めて言うまでもなく、大雨時においては土川の川の流れがあふれている状況は把握されていることと思いますが、この川沿いの道路は松前小学校の通学路でもあります。住民そして子どもたちの安心・安全を考えた町の取組のお考えをお聞きいたします。

以上、2つ目の質問とさせていただきます。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 土川の越水対策の取組状況についてお答えします。

土川の越水対策の取組状況については、老朽化した土川排水ポンプを更新し機能回復を図ったほか、現在、歩道の改築整備にあわせて水路断面を広げる工事を実施しています。次に、長尾谷川左岸の雨水排除につきましては、平成20年に愛媛県知事の認可を受けた公共下水道事業の雨水計画について、近年の豪雨や台風による災害状況を踏まえ、雨水排除の方法を見直し、効果的で実現可能な雨水計画を策定したいと考えているところです。

以上です。

○議長（加藤博徳） 住田英次議員。

○7番（住田英次議員） どうも御答弁ありがとうございました。

今の町長の答弁の中で、雨水対策の計画ですかね、最後に言われた、このあたりはもう少し具体的な何か今の時点での説明といたしますか、計画を言っただけの内容があるようでしたらお願いしたいと思います。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 雨水対策についてはこれまでも議会で何回か議論されておりますが、先ほど申し上げました平成20年に知事の認可を受けた公共下水道事業の雨水計画というのは長尾谷川の左岸、右岸、両岸の雨水について、右岸については長尾谷川の下をくぐって左岸に持っていった上で、集めたものを江川遊水池のところまでトンネルで持って行って、そこでポンプ排水すると、こういう計画になっているわけですが、現在の工事費用で推定しますと50億円以上かかるだろうということで、実現に至らないという状況になっています。10年以上たっておりますけれども、実現に至っていないと。そんな中で、暫定的に被害を軽減する方法として、右岸側についてはこれまでも御説明をさせていただいておりますが、筒井の方の地域の南北に走る水路を拡幅することで若干の被害軽減が図れるだろうということで、今その工事を進めているわけですが、左岸側についてはまだ見直しということができておりません。雨水計画ということになりますと、右岸も左岸も全体、いわゆる公共下水道の認可区域を含めて計画を立てなければなりませんけれども、その計画の中で左岸側をどうするかというのを今後検討していかなければならないという状況でありまして、どういう方法をとるのかということについてはこれから現状の被害の状況とか、浸水の状況とか、そういう調査をした上で、どの工法が一番効率的に、経済的にやれるかというのを見極めた上で工法を決めていくという作業が必要になっておりますので、現在のところでどういうふうにするのかというのは申し上げることはできませんので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 住田英次議員。

○7番（住田英次議員） ある程度でも前向きな対応を今後していただけるというふうに捉えたいと思います。今の自然災害というのは、津波、地震が以前は主な対象とされてきましたが、現在は大雨による水害などが中心となっております。ハザードマップなどにより浸水被害の区域も高い精度で予想できるようになってきてはいますが、やはり予測できる範囲の治水対策を進めていただくことを期待しまして私の質問を終わらせたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 住田英次議員の一般質問を終わります。

3番渡部恵美議員。

○3番（渡部恵美議員） 議席番号3番渡部恵美が、議長の許可をいただきまして、一般

質問を行います。

通告書に基づき、各項目ごとに御答弁をお願いいたします。

まず初めに、安全・安心なまちづくりを行うための防災・減災対策についてお尋ねします。

この二、三年、各地で異常気象災害が頻発しています。松前町が作成した松前町総合防災マップの利用や問い合わせが多くなったようです。このように町民の防災に対する意識も高まっている中、松前町の具体的な取組について伺います。

1つ目、大災害が予測された場合、行政側から住民にその内容を伝達しますが、暴風雨時は防災無線が聞き取りにくくなると思います。また、先般、千葉で発生しました送電線崩壊事故による停電時には、防災無線や携帯電話、メール等の送受信もできなくなりました。このような暴風雨時や大規模停電の場合、行政から住民への連絡や職員への連絡はどのように行いますか。

2つ目、地震、大雨、台風など災害の種類によって避難方法、避難路、避難場所、収容人数が変わってくると思われれます。災害別の対応方法は決めていますか。浸水箇所が記載されたハザードマップは風水害編と津波編の2種類ありますが、地震による液状化現象が起こることが推測される地域はありますか。また、それらの情報のホームページや防災マップ以外での周知方法は、何かお考えでしょうか。

3つ目、災害用備蓄場所には水、食料等が確保されていると思いますが、点検や取替えはどのように行われていますか。期限切れのものはどう処理されておりますか。

長くなりますので、先ほど申しました1番、2番、3番についてここでお答えをいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤博徳） 渡部議員、全部言ってください、そのままです。

○3番（渡部恵美議員） あ、全部言った方がいいですか。

○議長（加藤博徳） はい。

○3番（渡部恵美議員） はい、分かりました。

○議長（加藤博徳） 4番目から。

○3番（渡部恵美議員） それでは、4つ目、多くの避難所で課題となっている災害時要支援者への対応について伺います。

災害時要支援者とは、高齢者、障がい者、乳幼児等です。この方々のサポートはどのような体制で行うことになっておりますか。行政、自主防災組織、住民で役割分担は決められているのでしょうか。また、そういったことを住民へはどのように周知されておりますか。

5つ目、地域の防災力を高めるためには、地域密着、即時対応ができる消防団や自主防災組織が機能することが重要です。地区別の消防団員及び防災士の人数はどのように推移しておりますか。新規消防団、防災士の確保に向けて、資格講座の受講などの具体的な取組

は推進されているのでしょうか。

6つ目、大災害時には広域での救助活動が必要となります。近隣市町と連携した防災訓練の計画はございますか。

以上で防災・減災対策についての質問を終わります。お答えをよろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

升田副町長。

○副町長（升田年紀） それでは、まず初めに、災害時の緊急連絡方法についてお答えをいたします。

防災行政無線の音声は暴風雨時に聞き取りにくいということにつきましては、平成29年の台風18号の際にも御指摘があったことから、防災行政無線の放送内容を確認できる電話番号を印刷したシールを平成30年2月末に各戸配布したほか、広報まさきのまさきお役立ちカレンダーにもこの電話番号を毎月掲載しています。また、今年度から運用を開始している登録制メールやスマートフォン向けアプリを御利用いただくことで、お手持ちの携帯電話やスマートフォンに防災行政無線の音声をお届けするほか、ホームページやSNSでも情報発信を行っています。これらの情報伝達手段は、議員御指摘のとおり、停電した場合は使用できなくなりますので、こうした場合には役場公用車や消防団車両による巡回放送により住民の皆さんへ情報提供を行うこととしております。災害発生時の職員への連絡方法については、災害の種類や程度に応じて参集基準を定めているため、停電により通信手段が使用できなくても職員は自主的に参集することになります。災害対応時には移動系の防災行政無線を使用し、職員間で情報のやりとりを行うこととしており、その設備は自家発電設備により停電時にも使用できるよう整備をしております。

次に、ハザードマップの周知方法についてお答えいたします。

松前町のハザードマップである松前町防災マップは、風水害編と津波編を作成し、各戸配布したほか、ホームページに掲載し、周知を図っています。また、液状化については、地震タイプ別の液状化発生予想をホームページに掲載しています。また、各地区や各種団体が行う防災講座等へ職員が出向き、防災マップの内容について周知、啓発を図っており、今後も継続する予定です。

続いて、避難所の水、食料等の備蓄品についてお答えします。

町では平成29年度から5年間で水及び長期保存パンを各1万2,000個、毛布を1万2,000枚、計画的に備蓄しています。これは、南海トラフ巨大地震における松前町の発災1日後の想定最大避難所避難者数1万1,783人の1食分または1人分として備蓄しているものです。町だけで十分な量の水や食料を備蓄することは困難なことから、各家庭においても備蓄し、避難所へ持ち込んでいただくよう周知、啓発を行っています。賞味期限など

の点検は年1回、町職員が行っており、賞味期限が迫った水や長期保存パンは町の総合防災訓練や地域での防災講座などで配布しています。また、賞味期限が切れた水については、トイレや手洗い用として、飲料水とは区分して備蓄しています。なお、各御家庭においても、食品等を日常生活で消費しながら備蓄するローリングストック法により効率的な備蓄を行うとともに、あわせて点検の実施も行っていただきたいと考えております。

次に、避難所での要配慮者への対応についてお答えします。

本町では、避難住民の多様なニーズに応じた避難所運営がスムーズに行えるよう、避難所の運営に関し、災害時避難所運営マニュアルを作成しています。このマニュアルでは、避難所運営は自主防災会の役員等が中心となって避難住民による運営本部を設け、避難所で発生する様々な業務を各活動班が分担して行うこととされ、高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児等の要配慮者への支援は要配慮者班が当たることになっています。要配慮者班は、まず相談窓口を設置し、要配慮者の避難状況を把握した上で、避難してきた要配慮者の状況やニーズの把握に努め、その把握した情報に基づき、必要な支援に当たります。避難所で対応できないニーズについては、町に報告し、対応を要請します。また、要配慮者の心身の状況を考慮し、医務室の近くなどに、必要な支援を行う福祉避難室を設置します。設置に際しては、バリアフリーを考慮し、一般の居住エリアと区分する仕切りを設けるなど、必要な環境を整えます。福祉避難室の運営については、要配慮者のニーズに対応するため、保健師、看護師、介助ボランティア等の派遣を町に要請し、協力して行います。また、おむつ等、介助に必要な物資についても、町に要請します。町が福祉避難所を設置した場合は、要配慮者の状態などに応じて優先順位をつけ、町に受け入れを要請し、移送します。なお、行政は要配慮者班の要請に応じ、支援のサポートをします。災害時避難所運営マニュアルは自主防災組織や防災士に配布していますが、町内全体に避難所の運営の情報が行き渡っているとは言えません。このことから、あらゆる機会を捉え、町民の皆さんへの周知、啓発に努めます。

次に、消防団、防災士確保の取組についてお答えします。

消防団は、平成31年4月1日現在で定数310人に対し、団長以下、女性消防団員9人、松前方面隊89人、北伊予方面隊108人、岡田方面隊97人の合計304人を任命しています。過去3か年の団員数は、各年度4月1日現在で、平成29年度は308人、平成30年度は306人と300人台で推移しており、消防団活動に支障のない範囲で確保できていると考えています。なお、団員数を維持するため、各地区の様々な行事を通じて勧誘等を行っていただいております。防災士の確保については、毎年開催している防災養成講座の受講者を各自主防災会長に推薦いただくよう呼び掛けるほか、今年度からは、避難所となる小・中学校に防災士を配置するため、教員の受講も呼び掛けています。各自主防災組織の防災士の人数は平成31年4月1日現在で161人、今年度推薦いただいた人数を含めると175人となり、毎

年15人前後増加しています。防災士は、各地区において防災訓練の立案や防災講座の講師を務めるなど防災・減災活動のリーダーとなることが期待でき、各地区の防災力向上につながると思われるため、町としても引き続き防災士を増やし、フォローアップを行います。

次に、近隣市町と連携した防災訓練についてお答えします。

近隣市町と連携した防災訓練については、今年の5月12日に国土交通省、愛媛県、重信川流域の3市2町が主催する2019重信川総合水防演習において、重信川の決壊に備え、国、県、流域自治体と関係機関との連携や情報共有方法を確認するほか、各種水防工法訓練を行いました。また、来年度は、伊予市を主会場として南海トラフ地震を想定した愛媛県総合防災訓練が実施される予定であり、松前町も他の中予市町や関係機関とともに訓練に参加することとしています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 渡部恵美議員。

○3番（渡部恵美議員） 細かいところまで御説明、ありがとうございました。

防災無線なんですけど、今、台風とかもないときでも、私の住んでいるところは風向きによってポンピンポンピンしか聞こえなくて、後の言ってることが聞こえないので、早速副町長が言われました防災アプリ、ホームページから入って、それから登録して、そうするとピンポンポンポンって何か言ってるなのすぐメールで入って、あ、これを押してみようと思ったら、全く同じことを、ちゃんときちんと放送してもらったので、それもその1回きりじゃなくて、もう一回聞き直そうかなと思ったら、またそれが何回でも聞けるので、これも私が知ったってことは、まず家族に教えて、家族がまた職場で教えて、職場でまたみんなそれぞれの御家庭で教えてっていうふうに、私たちも進んでそういうアプリをとっていくようにしないといけないなと思いました。

それから、ちょっと1点だけ質問なんですけど、先ほど災害時の要支援者へのサポートっていうか、そういう体制の報告があったんですけども、やはり高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦も含めてですが、やっぱり女性の力が要ると思います。本当に力っていうか、力持ちの力ではなくって、やっぱり優しさとかきめ細かな対応っていうのは、どうしても女性に求められるんじゃないかなと思います。消防団員は9名とお聞きしたんですけど、防災士は男女比どれくらいなのかお分かりになりますでしょうか、お答えください。

○議長（加藤博徳） 通告書にはなかったのですが、理事者の方で分かればお知らせをいただきたいと思います。

しばらくお待ちください。

大川総務課長。

○総務課長（大川康久） 松前町の防災士の男性、女性別の資格取得者数ですけども、

男性が119名、女性が42名となっております。これは、今年度取得する前の数字となっております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 渡部恵美議員。

○3番（渡部恵美議員） 防災士にしても、消防団にしても、女性の資格者がちょっと少ないので、これもできるだけ皆さんに周知していただいて、女性の力が必要だっていうことを言っていて、多分女性っていうのは、仕事もしながら、介護もしながら、子育てもしながらって、いろんな面で多忙だから、皆さんこういう受講の機会があっても行けないんじゃないかと思うので、ちょっと工夫をしたやり方を考えて、増員に力を入れてもらいたいと思います。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 次へ行ってください。

（3番渡部恵美議員「言っただけ、はい」の声あり）

和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） 防災士の女性につきましては、毎年自主防災組織の方に推薦依頼をするわけですが、それについては女性優先でお願いしますというような形では述べさせていただいております。ただし、女性についてはお忙しい方、若い方がいまして、育児とかもありますので、なかなか推薦していただけないのが現状ではあります。またこれからは女性優先ということは言うていきたいと思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 渡部恵美議員。

○3番（渡部恵美議員） ありがとうございました。よく分かりました。

自然災害が多く発生している昨今、松前町もいつ災害に見舞われるか分かりません。人々が安心して暮らせるよう、引き続きより一層の対策をお願いいたします。そして、私達も地域のコミュニティを大切に、いざというときにみんなで助け合い、支え合う地域づくりに努めなければいけないと思います。ハザードマップの認知に加え、命を守る方法を周知するためにも防災訓練への参加を呼び掛け、安全で安心な松前町になることを望みます。

次に、2項目めの農業振興について行います。

松前町の農業の現状と推進事業についてお伺いいたします。

1つ目、まず生産物のブランド化の取組についてお尋ねいたします。

松前町の特産品といえばはだか麦と言われるようになりました。健康志向の世の中になり、ミネラルや水溶性食物繊維の豊富なはだか麦を使ったメニューの開発や、スイーツの材料等に利用され、メディアにも取り上げられるようになりました。また、松前町の紹介パンフレットや原付のナンバープレートにも使われるようになり、特産品として認知され

てきています。今後のはだか麦の消費拡大に向けた取組について教えてください。また、これから松前町の特産品戦略として、ブランド登録したい農産物についてもお聞かせください。

2つ目、先日の松前町文化祭で、学校給食に使用する地元の新鮮な食材の提供や展示がなされていました。松前町の給食はとてもおいしいと評判のようです。学校給食の食材供給に向けていろいろな問題があろうとは思いますが、地産地消の推進から、生産者とどのように取り組んでいますか。

3つ目です。

全国的にも農業従事者は年々減少しています。松前町においても、農業従事者が高齢化とともに減少しています。そこで、農業の担い手不足解消に向けて、松前町は新規農業者の確保のために、どのような取組を行っていますか。また、新規に農業を始めた方がどれぐらい継続されているのでしょうか。

以上、3つのことについてお答えをお願いします。

○議長（加藤博徳） 全部言ってください。

○3番（渡部恵美議員） 全部言います。

最後の項目です。

農地の環境維持と防災協力農地についてお伺いします。

1つ目、松前町は、遊水池が公園として整備され、町のイメージアップにもなっています。緑豊かな環境が保たれているのは、農地が治水の役割を果たしているからです。環境維持のためにも農地の保全が大切だと思いますが、松前町内の耕作放棄地の実態はどのような状況ですか。今後も健全農地を……。

（「通告にない」の声あり）

○議長（加藤博徳） ちょっとお待ちください。

○3番（渡部恵美議員） はい。

（「耕作放棄地のことについては通告にありません」の声あり）

○議長（加藤博徳） ないのは後で、答弁しなくていいですが、続けてください。

○3番（渡部恵美議員） すみません、はい。

今後も健全農地を維持していくための取組は、何かありますか。

2つ目です。

災害が発生し被災した場合の、防災協力農地についてお尋ねします。

防災協力農地とは、緊急避難場所、仮設住宅建築用、復旧用資材置き場等として協力できるよう登録された農地です。

防災協力農地は、災害ごみの一時ごみ置き場にも利用可能ですか。また、協力農地は十

分に確保できているのでしょうか。

以上、お答え願います。

○議長（加藤博徳） 通告にない項目も出ようかと思いますが、一般質問が済んでから、通告書がないからという配慮をお願いしたいと思います。

理事者の答弁を求めます。

平村産業課長。

○産業課長（平村展章） 農業振興についての御質問のうち、私からは、生産物ブランド化の取組について、農業の担い手不足解消へ向けた新規就農者の確保と継続、緑豊かな環境維持のための農地保全、被災した場合の協力農地についての4つの質問についてお答えいたします。

初めに、生産物のブランド化の取組についてお答えします。

松前町で生産が盛んな農作物として、はだか麦、レタス、ネギ、ブロッコリー、ソラマメ、枝豆等が挙げられます。これら農産物のブランド化につきましては、これまで生産者や松山市農業協同組合と若手農業者検討会議において検討をしてきた結果、松前町で生産が盛んな農作物については、栽培方法や味で差別化を図ることが難しい。ブランド化した場合は、一定以上の品質の作物が安定して供給できる体制が必要といった様々な課題が上げられ、ブランド化には至っておりません。

町としては、ブランド化は地域農業の活性化に資するものとして、生産者、松山市農協、行政等、関係者が一体となって取り組む必要があると考えており、今後は生産者及び松山市農協に対して、ブランド化への意識啓発を図ってまいります。

議員御質問のはだか麦に対する消費者の購買力を高めるための戦略については、芽吹きと実りのはだか麦プロジェクトを引き続き実施し、はだか麦の持つ効能を広く周知するとともに、はだか麦を使ったおやつや料理をPRしたり、そのレシピを紹介したりして、はだか麦の魅力や商品価値の向上に努めてまいります。

また、特産品として力を入れたい農産物については、今後松山市農協や若手農業者検討会議、松前町農業経営者協議会等の農業関係者の意見を踏まえながら検討してまいります。

次に、農業の担い手不足解消へ向けた新規農業者の確保と継続についてお答えします。

松前町では、平成25年度から今年度までの間に6名が新たに就農しています。これらの新規就農者に対しては、国の補助事業である農業次世代人材投資資金を活用し、農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、年間最大150万円を交付し、安定した農業経営が行えるよう支援しています。また、新規就農者の就農後の状況は、2名が個人経営から法人経営に移行し規模を拡大しているほか、そのほかの4名も年々収穫量を増やすなど、全ての就農者が現在も農業を継続しており、地域の中心的な担い手として活躍していま

す。

今後も引き続き、将来の中心的な担い手として期待される新規就農者を積極的に支援して、確保と継続に努めます。

次に、緑豊かな環境維持のための農地保全についてお答えします。

松前町では、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成等、農村環境が有する多面的な機能の維持や発揮を図るため、国の多面的機能支払交付金を活用して、農地や農業の環境保全活動に取り組んでいる13組織の活動を支援しています。

具体的には、農地のり面の草刈りや水路の泥上げなどの農地維持の基礎的保全活動、水路や農道の軽微な補修などの質的向上を図る共同活動、及び長寿命化のための補修活動に対し補助金を交付するものです。これらの活動により、農村環境が有する多面的機能が維持、発揮され、緑豊かな農地の保全が図られています。なお、来年度には新たに2組織増えて、15組織が活動を行う予定となっています。

次に、被災した場合の協力農地についてお答えします。

松前町では、平成25年6月から防災協力農地登録制度を実施しており、十分とは言えないものの、約5ヘクタールが防災協力農地として登録されております。

これらの防災協力農地について、災害ごみの一時ごみ置き場として使用することは、住宅に隣接する協力農地が多く、住環境の悪化が懸念されるほか、災害ごみによる農地の土壌汚染が危惧されるため、考えておりません。

学校給食の地元食材の活用に向けた取組につきましては、この後、学校教育課がお答えします。

以上です。

○議長（加藤博徳） 住田学校教育課長。

○学校教育課長（住田民章） 私の方からは、学校給食の地元食材の活用に向けた取組についてお答えをいたします。

学校給食センターでは、地産地消の取組を推進しており、産業課とも連携して、44品目中31品目の農産物を町内の生産者から納品をしていただいています。

今後も、町内の生産者と意見交換を行ったり、試食会に参加してもらったりするなどして協力を深め、地元食材を継続的に確保して、学校給食として提供できるようにしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 渡部恵美議員。

○3番（渡部恵美議員） よく分かりました。どうもありがとうございます。

私も農業従事者なので、先ほど新規の方が6名、その方が、皆さん農業に、今頑張っていらっしゃるというのを聞きして安心すると同時に、私自身もちょっとやる気が出てき

ました。一人でも多くの方が農業に関心を持ち、農業に携わってほしいと思っております。

農業は自然が相手なので、田畑の維持管理がとても難しい産業ですが、地域産業、食育、環境保全、防災時利用と多種多様な役割を担っています。今まで先輩たちが培った技術や経験を学び、豊かな自然環境を守りながら、食の安全と地産地消に努め、農業を次世代につなげていくことも私たちの役割だと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 渡部恵美議員の一般質問を終わります。

5番影岡俊範議員。

はい、影岡議員。

○5番（影岡俊範議員） 議席番号5番、公明党影岡俊範、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、1問目、地球温暖化対策について、当町の地球温暖化対策への取組について所見を伺います。

愛媛県内にも、西日本豪雨災害は甚大な被害をもたらしました。近年多発する自然災害は、地球温暖化による異常気象が原因とも言われておりますが、災害発生を抑制するためにも、地球温暖化対策は、我々が暮らす地域においても待ったなしの課題であります。中でも、温室効果ガス削減は重要課題であります。

世界で本格化する温室効果ガスの削減の、当町における取組の現状をお尋ねいたします。

次に、省エネ型浄化槽システム導入推進事業の取組についてお尋ねいたします。

環境省が進める温室効果ガス削減への補助事業省エネ型浄化槽システム導入推進事業についての見解及び取組についてお伺いいたします。

環境省が進めるこの事業は、国からの補助率が事業費の2分の1としております。浄化槽分野における低炭素社会対応策として、省エネ化が遅れている集合住宅等に設置している大型浄化槽の機械設備の交換並びに一定の基準に基づく60人槽以上の合併処理浄化槽について、その本体を省エネ型構造へとコンパクト化することによって、年間消費電力量や温室効果ガスの排出を大きく削減できるとしております。また、補助事業の申請者の要件として、民間企業や都道府県、市町村、その他環境大臣の承認を得て適当と認める者とあります。

平成29年度から始まったこの補助事業の全国実績は、平成29年度は、予算総額10億円に対して事業件数が176件、補助金額1億8,000万円、平成30年度は、予算総額16億円に対して事業件数が163件、補助金額6億6,000万円となっております。過去2年間で、全国的に十分に活用されているとは言えない状況にあると思われ、2019年度の事業要件は更に緩和

されております。

そこで、本町における当該施設について、2019年度の要件を満たして補助対象となる施設数をお尋ねいたします。

町内の当該施設所有者等に対して、本補助事業についての周知、啓発はどのように行っているのでしょうか。

また、要件に明らかなように、地方公共団体が申請者となることができることを踏まえて、当町が所有管理する施設について、補助対象に該当する施設の有無、該当施設があれば、町としても積極的に応募を検討すべきであると考えますが、御所見を伺います。

1 問目、以上でございます。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 当町の地球温暖化対策への取組についてお答えします。

町では、町内の事業者または住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るための取組として、ヒマワリの種から食用油、使用済み油からバイオディーゼル燃料、剪定枝から堆肥を生成し資源を循環させるバイオマス推進事業、ごみを分別収集し、リサイクルできる廃棄物を再資源化するごみの分別収集運搬処理事業、地域の子どもを対象に環境問題を考える学習を行う子ども環境学園等の事業を行っております。

また、自らの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量の削減等を行うための取組として、4次にわたる地球温暖化対策実行計画を策定するとともに、この計画に沿って節電の促進など施設の運用を改善したり、夏のエアコンによる電力使用量削減を図るため、本庁舎や保育所における緑のカーテンの設置などを行ってきたところです。

第4次地球温暖化対策実行計画では、町所有施設の温室効果ガス削減量を2030年度に2013年度比で約40%削減することを目標としており、現在この計画に従い、松前公園体育館、松前町総合福祉センター及び松前総合文化センターの照明、空調設備を更新する省エネ改修工事等を実施しています。

次に、省エネ型浄化槽システム導入推進事業への取組についてお答えいたします。

この事業で補助対象となる事業は、機械設備を交換するタイプ1の事業と、浄化槽本体を交換するタイプ2の事業の2つの種類があり、タイプ1の対象となる浄化槽は51人槽以上の合併浄化槽、タイプ2の対象となる浄化槽は2000年3月末までに設置された60人槽以上の合併浄化槽とされています。

本町にある対象浄化槽は、タイプ1については92基、タイプ2については44基です。

この事業の周知、啓発については、町としては、事業の公募ポスターを掲示したり、窓口にチラシを置いたりしています。

今後は、本事業の窓口である愛媛県浄化槽協会と連携して、浄化槽設置者に対して、改

修時に補助制度を利用してもらうよう情報提供を行い、省エネ型浄化槽の導入を促していきたいと考えています。

町が所有する浄化槽のうち、現在把握しているタイプ1の対象となる浄化槽は9基、タイプ2の対象となる浄化槽は8基あります。ただし、事業が採択される要件としては、二酸化炭素1トン当たりの削減目標コストが、タイプ1の場合は7万円以下、タイプ2の場合は10万円以下であることが必要であり、かつ事業完了後は、年間消費電力量について、タイプ1の場合は事業前に比べ5%の削減、タイプ2の場合は大幅な削減が求められることから、この要件を満たしているか調査を行うとともに、この事業の是非について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 当町の取組、るる御説明いただきました。こういうことで町としては、既に削減に対して努力されているということでもあります。

次に、省エネ型浄化槽については、これプラスアルファとして、町が取り組んで行くべきものではないかということで質問させていただきました。それで、町でやるということと、これは一般企業も対象になりますので、その一般企業への啓発、推進を更に進めていただきたいということで、お話しさせていただきました。

これは投資が必要になりますが、この投資により電力の削減によるコスト減、これは先ほど御説明がありましたが数値化できるものであります。5年あるいは10年でペイできるという結果もあります。ペイ後はランニングコスト減に寄与するものであり、継続的に町のコスト削減あるいは企業の削減ということにつながると思いますので、推進をお願いしたいということでもあります。

次に移らせていただきます。

行政の働き方改革について質問させていただきます。

RPA、ロボティック・プロセス・オートメーションの導入における業務改善ということについて質問させていただきます。

RPAとは、ロボットで業務を自動化する手段であります。業務効率化の牽引役として注目を集めております。RPAの有用性の特徴は、大量の定型作業が存在する業務において、大きな効率化が見込まれるということでもあります。

民間企業では、労働人口減少や生産性向上を背景とした働き方改革が本格的に議論され始めました。2016年頃から導入の動きが始まり、データ入力などの定型業務が多い企業を中心に、RPA導入の動きが起きております。

また、自治体への導入支援では、総務省が平成30年度から予算化して、この一、二年、全庁導入を前提としたRPAの実証実験を行う自治体が急増しております。

参考として、高知県と天草市の事例を紹介します。

高知県では、人件費推計表作成業務を、従来、給与システムから全職員の給与データを紙出力した帳票をもとに、職員が表計算ソフトに手作業で転記、部署ごとにまとめた上で配信しておりました。実証実験では、ロボットが給与システムから直接CSVデータを入力し、これを表計算ソフトに転記、所属ごとに分ける作業を丸ごとロボットに代替させました。ダミーデータを使った検証によると、人件費推計表作成業務では大幅な業務時間の削減が見込まれ、作業の正確性は100%であったという結果を得ております。

次に、熊本天草市では、健康増進課の健康診断関連業務で、各医療機関から送られてくる健康診断の受診結果に、受診者個人のIDをひもづけし、専用のシステムに取り込む単純作業ではありますが、保健師など専門の知識を持つ臨時職員が年間最大244時間もの時間を費やしていた業務をRPAで軽減しております。導入によって処理時間を約80%削減でき、年間ベースで最大244時間かかっていた処理を、わずか49.8時間まで短縮できる効果がありました。勤務日数ベースでは、ほぼ1か月分に当たる年間24.2日を減らせた計算であります。

これ以外にも、宇城市、仙台市など、RPAによる自治体の業務改善（時短等）の事例があります。

そこで、このRPAに対する当町の認識と今後の取組姿勢についてお尋ねいたします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） RPAの導入についてお答えします。

RPAとは、先ほど議員も言われましたが、ロボティック・プロセス・オートメーションの略称で、職員が行う定型的なデスクワークをソフトウェア上のロボットが代行するツールのことを言い、少子・高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、働き方改革による長時間労働の是正などの課題に対し、業務の効率化や生産性向上のための新しい仕組みとして期待されているようです。

総務省では、平成30年12月の第2次補正予算により、革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業としてRPA導入補助事業を実施し、全国の自治体の4.6%に当たる82の自治体が採択候補団体として決定されています。

先行自治体の例により、処理時間の削減や、人的ミスの防止による業務の精度向上など、業務改善に効果があると考えられますので、働き方改革の一つとして、当町の規模で導入効果が見込めるのか慎重に調査研究を行いながら、導入について検討したいと考えています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） ありがとうございます。

話は戻りますが、本年6月議会で働き方改革の時短に関する業務改善の取組を質問させていただきました。

そのときの答弁の概略が、長時間労働の是正、とりわけ時間外勤務の縮減、内容としては、ノー残業デーの徹底、時間外勤務の上限管理、業務に対する時間と効率への意識向上と業務自体の改善、見直しが必要、そしてアウトソーシングによる1人当たりの処理時間を短縮する取組とありますが、私としては、ノー残業デーの徹底と時間外勤務の上限管理は、規制を設けて表面的な時短を図るものであって持ち帰り残業につながりかねず、実質的な働き方改革の時短とは言えないと思うのであります。また、アウトソーシングにおいても、人件費を外にシフトするだけのことであって、行政のコストダウンにはつながりません。

そこで、今回質問させていただいたRPAとは、ソフト型のロボットが定型業務のデスクワークを自動化するものであります。極端に言いましたら、24時間作業を繰り返すことができます。その特徴は、若干御説明ありましたが、プログラミングの知識がなくても比較的簡単にロボットを作成し、業務のプロセスを自動化できる特徴があります。従来のシステムの開発では、システムそのものの稼働にも、ほかのソフトウェアとの関連にもプログラミングが不可欠であります。想定されたエラーも含め、あらゆるケースを全てプログラミングしてからリリースするために、開発、導入には高額なコストと時間がかかります。一方、RPAは、端末ごとに小規模で導入できるという特徴があります。比較的安価で部門単位でのスモールスタート、いわゆる小さいスタートに向いており、手軽に導入できることがメリットとされております。更に、RPAは、ブラウザ、クラウドなど、様々なアプリケーションを横断して自動化できるということでありまして、エクセルのマクロ機能とかとは大きく違いがございます。AIなど、更なる技術と融合させることもできるということでもあります。

是非とも、御答弁にありましたように、真剣に調査、検討いただいて、取り組んでいただきたいと望むものであります。職員の方々が町民サービスという本来の業務に、また更に創造的な業務に専念していただくことの手段として期待しております。どうか、よろしくお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

13時15分まで休憩いたします。

午後0時0分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

1 番早瀬隆土議員。

はい、早瀬議員。

○1 番（早瀬隆土議員） こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、本年8月末の町議会議員選挙におきまして選出いただきました議席番号1 番早瀬隆土でございます。初めての登壇、一般質問をさせていただく機会を得られたことに対し、議会運営に携わる多くの皆様に厚く御礼を申し上げます。

本日は、教科書採択についてと観光振興についての2つ、質問をいたします。

それではまず、教科書採択についての質問に移らせていただきます。

本年5月1日、天皇陛下の御代がわりがございまして、新元号令和の時代が幕あけしました。そして、10月22日の即位礼正殿の儀、先日の大嘗祭までがつつがなく行われました。この間、皇位継承の儀式を国民一同こぞってことほぎ、万世一系で歩んできたこの国がここまで統一、独立を維持してきたことに、改めて心から感謝をいたしたところでございます。皇位継承の儀式は来年の立皇嗣の礼までございますが、来年は日本書紀編さんから1,300年の記念の年でもございます。この悠久の歴史と誇りある輝かしい文化、四季折々の美しい自然、こうした日本の国柄をしっかりと次世代を担う子どもたちに引き継いでいかななくてはならない、そんな思いを本年は特に強く思ったところでございます。

そこで、私がお聞きしたいのは、本町の町立小・中学校の教科書採択についてでございます。

昨今、子どもに対する虐待や大人も含めてのいじめなどが多くのメディアに取り上げられ、社会問題となっております。そのような中、我が国では心の教育に大切な道徳が特別の教科として始まりました。道徳だけに限らず、小さい頃に学ぶ学校での教育とは、まさしく未来への先行投資であり、我が国の宝、地域の宝である子どもたちが心身ともに健康で学び、さっきも申し上げましたとおりのこの国柄を学び、生まれ育ったふるさとを愛する心、人を敬う気持ちを育むことは、国家、社会の存立、繁栄の基盤を形成していく上で何より大切なものだと考えます。その中でも教科書というのは、子どもたちが毎日の学習活動の基本ツールとして活用するものであり、知力だけでなく、徳育を育む上でも大切な役割を果たすものであるため、どの教科書を選択するかは大変重要な問題であると考えております。

そこで、2点お伺いいたします。

松前町においては、砥部町、伊予市と共同研究、協議の上、本年8月末の選定を経て小学校の教科書が採択されましたが、採択までの手順や選定委員の構成はどのようになっているのか伺います。

今のが1で、2番目が、採択までの議論の公表の有無について伺います。

質問は以上です。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

本馬教育長。

○教育長（本馬 毅） 教科書採択についてお答えします。

小・中学校の教科用図書、教科書採択は、4年に1回または学習指導要領が変わるときに行われています。本年度は、令和2年度から小学校の学習指導要領が変わるため、小学校の新しい教科書の採択を行いました。松前町の教科書は、法律及び県教育委員会告示に基づき、松前町と砥部町で同一の教科書を採択する共同採択を行います。そのため、松前・砥部地区教科用図書採択協議会を設置しています。採択協議会の構成員は、採択協議会規約に基づき、それぞれの教育委員会の教育長、教育委員の代表者、校長代表者、保護者代表者、教育委員会の担当課長及び学校教育に専門的知識を有する学識経験者1名の計11名です。

この採択協議会では、調査員が行う調査研究の結果及び教科書展示会での意見をもとに、採択すべき教科書の候補を、優先順位を付け複数決定します。なお、教科書の調査研究は、調査する教科書の種類が多く多角的な観点で行うことが必要なため、松前・砥部地区と伊予地区の2つの採択地区で共同で行います。

最終的な教科書の採択は、採択協議会の答申を受け、それぞれの教育委員会が行います。なお、採択された教科書が松前町と砥部町で異なった場合は、両教育委員会で同一の教科書になるまで協議し、再度それぞれの教育委員会で採択を行うこととなります。採択後は、8月末までに採択結果を愛媛県教育委員会に報告します。

採択結果については松前町のホームページで公表していますが、採択までの議論の内容については公表していません。なお、教育委員会の会議は公開しており、松前・砥部地区教科用図書採択協議会の議事録、調査員による調査研究結果、教育委員会の議事録などは、情報公開請求に基づき公開しています。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 早瀬隆土議員。

○1番（早瀬隆土議員） よく分かりました。

その採択協議会の中の、文科省が教科書採択に当たって出している留意事項として、やはり教科書採択というのは非常に子どもの教育で重要であることが書かれているとともに、やはり家庭での学習においても重要な役割を果たすものだということの観点から、教科書採択に、より広い視野からの意見を反映させるため、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実も重要であるとありますが、先ほど答弁でございました、保護者の代表者というのはどういった方を選ばれてるのでしょうか。

○議長（加藤博徳） 本馬教育長。

○教育長（本馬 毅） 今年であれば、松前町の小学校のPTAの松前町全体の会長さんでございます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 早瀬隆土議員。

○1番（早瀬隆土議員） また別の点でございますが、先ほど言われた教科書展示会でございますが、文科省の資料の中にも、教科書展示会というのは教員や保護者等が足を運びやすくなるよう各学校を訪問して行う移動展示会や図書館、公民館等での展示会が充実されるとともに、その開催時期や場所等について積極的な周知が図られることが重要です。括弧で、例えば教科書展示会に意見箱等を設置して、保護者等の希望等を把握するなどの取組も考えられますとありますが、本町での教科書展示会での工夫などは何かございますでしょうか。

○議長（加藤博徳） 本馬教育長。

○教育長（本馬 毅） 松前町では、前から教科書展示会は文化センターの図書館で行っています。そこに見本本全部を置いて、来た方が閲覧して意見や希望、感想を書くというふうにしておりますし、そのことについては事前に松前町のホームページで期間、場所等を公開しております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 早瀬隆土議員。

○1番（早瀬隆土議員） ありがとうございます。

また、教科書採択に当たっては、やはりいろんな人の意見を聞きながら、開かれた採択というのが重要だと思います。先ほどの答弁で、採択の結果はホームページ上で閲覧できるようにしているということでもございました。ただ、ほかの自治体で、ホームページなどを見てみますと、その自治体のホームページ上で採択の理由や協議会の議事録をPDFで閲覧できるような自治体も、数は少ないんですけどもあるようでございます。そういった取組を今後、松前町でもしていくという考えはございますでしょうか。是非お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 本馬教育長。

○教育長（本馬 毅） 先ほども冒頭で申し上げましたが、採択協議会が砥部町と松前町、それに伊予市も加わる場合もありますので、そこで採択協議会規約を見直すとか、そういうことについて議論を待ってからになります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 早瀬隆土議員。

○1番（早瀬隆土議員） 承知いたしました。是非、伊予市、砥部とまたがるわけでございますが、私も先週の金曜日にぎりぎりになって公開請求をして、この日の前に見たかつ

たわけでございますが、やはりかなり時間がかかるようでございます。まだ今日までに見えなかったわけでございますが、やはり保護者等が簡単に見れるような環境を整備、今後御検討いただけたらと思います。

また別の観点から関連した質問をさせていただきたく思います。

教育基本法が昭和22年に制定されてから時代は大きく変化したものの、60年近く手つかずでございました。しかし、約10年前に新しく改正されました。その中には……。

○議長（加藤博徳） ちょっと待ってください、早瀬議員。それは今、どの部分での関連質問ですか。

○1番（早瀬隆土議員） これは……。

○議長（加藤博徳） 1番、2番。

○1番（早瀬隆土議員） 少々お待ちください。

これは、すいません。教科書採択する上での基本的な理念をお伺いしたく質問をいたします。

○議長（加藤博徳） ちょっと分かりにくかった。もう一回。

教科書採択、2番目の採択までの議論の公表の有無についての中身ですか。

○1番（早瀬隆土議員） 2番ではございません。採択までの、そうですね、議論についての関連になります。

○議長（加藤博徳） 理念を聞きたいということですか、2番の。

○1番（早瀬隆土議員） はい、2番に関連してでございます。

○議長（加藤博徳） 理念についての通告書がないようなんですけれども、そのあたりは理事者の方。できないようであれば後で聞いてください。

○1番（早瀬隆土議員） できないようであれば結構でございます。

教育基本法でございますが、約10年前に新しく改正され、教育基本法の従来からの基本理念は残しながらも、新しい時代を切り開く心豊かでたくましい日本人を育成するという観点から、教育基本法改正後の第2条に、豊かな情操や道徳心、公共の精神、伝統と文化の尊重、愛国心などの健全育成のための目標が掲げられております。本町でも毎年松前町の教育基本方針が策定されてると思いますが、この教育基本法にのっとりのお考えで、松前町の教育基本方針というのは策定されていくという認識でよろしいでしょうか。それはお答えできない。

○議長（加藤博徳） 早瀬議員、当初の通告書の教科書採択についての項目とずれますんで、内容が。質問については、また別にそれぞれのところで、後で聞いていただいたらと思うんですが。通告書のないものについてはお答えできませんので、その点御配慮いただきたいと思います。

早瀬隆土議員。

○1番（早瀬隆土議員） 初めてで申しわけございません。失礼いたしました。

すいません、最後に。

来年には中学校の教科書採択があると思います。私は毎月、松山市駅前で行われている拉致問題解決に対する署名活動というのを、行けるときは必ず行って活動をしております。特に、先週というのが北朝鮮問題人権啓発週間でした。啓発活動のパレードでは、特定失踪者、大政由美さんのお母様であり松前町西古泉で生まれ育った大政悦子さんをはじめ、多くの方々とともに大街道、銀天街を歩き啓発活動を行ってまいりました。言わずもがなではございますが、拉致問題というのは我が国の主権侵害かつ重大な人権侵害であり、許しがたい行為でございます。拉致の可能性を排除できないものとして、900名近くの日本人の名前が上がっております。これは人ごとでは……。

○議長（加藤博徳） 早瀬議員、今の通告書に関係のない発言は控えてください。

○1番（早瀬隆土議員） これ、教科書に関する問題でございます。

○議長（加藤博徳） 教科書の中の質問はもう済んでるわけでしょう。今の答弁いただいたことに対しての再質問だけにしてください。

○1番（早瀬隆土議員） 分かりました。

では……。

○議長（加藤博徳） 2番目の、観光振興についてをお願いしたいと思うんですが。

○1番（早瀬隆土議員） 承知しました。是非教科書採択の協議会でも幅広い御意見を、私も定期的に勉強会をしてしておりますが、多くの方々からいろんな、町民の方々からも意見を聞きますので、よろしく願いいたします。

2番の観光振興に移らせていただきます。

昨今、人口減少、高齢化が進み、地域経済がますます縮小する中、あらゆる自治体が交流人口を拡大させる、いわゆる観光振興によって地域活性化につなげようとアイデアを出し合い、その地場の特性を生かした様々な手法で豊かな地域づくりを目指しています。また、観光産業の振興により地域経済は発展し、そこに雇用が生まれ、それだけでなく、住民の郷土愛を高める効果ももたらすとされており。

そのような中、本町はもともと観光資源が少ないという固定観念が多くの町民の考えの中にもあり、これまでの観光政策に対し具体的かつ中・長期的な戦略がなかなか見出せなかったのではないかと思います。

もちろん、町内には大型ショッピングモールがあり、そこには町内外から大勢の方々がお越しになりますし、多くの雇用の創出にもつながっております。来年夏からは本格的に改装を開始し、2021年夏のグランドオープンを目指すといった企業努力も図られ、魅力の創出にも力を入れていただいているところです。

しかし、だからこそ一企業に頼るのではなくて、今のうちに松前町独自の自然観光資源

や、史跡や神社などの新たに構築が難しい、魅力あふれる人文観光資源を発掘、調査、進化させていくことや、更には愛媛県が進めるサイクルツーリズムなどにも積極的に関わっていくことも重要ではないかと考えております。

また、観光庁は、国策としてインバウンド政策にも力を入れており、訪日外国人の目標を2020年に4,000万人、2030年6,000万人としております。この達成のためには、地方のインバウンド誘客が重要であるとも示されております。さらに、現在SNSなどの発信や映画ロケ地誘致などの活動により、私たちがふだん生活する上で当たり前のように感じていた物や習慣が急に人気の観光地になり、雇用、税収に思いも寄らずつながる時代でもございます。これは、本町においても大きなチャンスだと捉えて、以下2点お伺いいたします。

- 1、官民連携の観光政策について、今後取り組む予定や意気込みをお聞かせください。
- 2、インバウンド観光の対策、取組についてお聞かせください。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

平村産業課長。

○産業課長（平村展章） 観光振興についてお答えいたします。

松前町は、文化財のほかに親水公園、重信川等の水辺空間、黄金色に輝く麦畑などの観光資源を有しておりますが、個々の資源は小規模で分散をしており、観光地としての知名度は決して高くありません。

そのような中、町ではエミフルMASAKIの来店者を含め、より多くの方々に松前町の魅力を知っていただくために、イメージアップ戦略として、イメージソングやプロモーションビデオを作成して、銀天街、大街道のストリートビジョンや各種イベントで流すほか、レンタサイクル事業や恋泉畑の整備を行ってきました。

一方、町民主導で平成28年9月に観光ボランティアガイドグループはんぎりが、平成29年3月に、まさきーいいとこ見つけ隊がそれぞれ結成され、松前町の魅力を紹介する、まさきーいいとこマップを作成し、レンタサイクルを活用したガイドツアーを行うなど精力的に活動しているところです。

御質問の、官民連携の観光政策については、今述べた2つの団体に対し、国や県が実施する観光ガイド養成講座や補助金制度を紹介するなど、各団体の活動に必要な情報の提供と共有に努めており、その結果、今年度は、まさきーいいとこ見つけ隊が実施する、松前が好きやけん、ええとこいっぱい広めた〜い推進事業が一般社団法人地域活性化センターの地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業に採択されました。この事業で実施した、スポーツ車サイクリングツアーや夏休み子ども夢会議などの各イベントの開催及び英語版の新しい観光マップの作成については、町も連携して取り組んでいます。なお、来年度に

向けた取組として、同団体が実施する松前が好きやけん、ええとこやけん、みんなでつながりあって目指そう、健やかなまちづくり事業が、公益財団法人地域社会振興財団の長寿社会づくりソフト事業に採択されることを目指し、情報収集や書類整備等の支援をしております。

町としましては、今後も引き続きこれらの団体と連携し、行政と団体の双方が持つノウハウ、技術を活用しながら観光振興に取り組み、交流人口の増加を図りたいと考えております。

次に、インバウンド観光の対策、取組については、町のプロモーションビデオの制作に当たって、基本バージョンに加えて、英語、中国語、フランス語それぞれの字幕付きバージョンを作成したほか、外国人視点で松前町を紹介する動画を取り入れ、これらの動画をユーチューブのまさき町公式チャンネルで公開するとともに、町公式フェイスブックでも紹介し、国内外に向けて松前町の魅力を発信しております。

また、本町を訪れる外国人旅行者は、エミフルMASAKIに来店する年間約6,000人で、約5割が台湾、残りの5割は中国、韓国、東南アジア諸国となっており、今後はエミフルを訪れる外国人旅行者に町内を周遊してもらえるよう、外国人向けの観光ガイドツールの作成を検討しています。

このほか、愛媛県や関係機関と引き続き連携、情報共有を図りながら、松山港に寄港する大型クルーズ船の外国人旅行者に本町を訪れていただけるよう、誘客に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 早瀬隆土議員。

○1番（早瀬隆土議員） 承知いたしました。先ほど申されましたとおり、来年4回の大型クルーズ船寄港が3月、5月、6月、11月と決まっておりますし、私も最近知ったんですけれども、ダイヤモンド・プリンセス号は4,000名規模ですけれども、その2倍近くに当たるMSCベリッシマという大型客船が、実は10月21日に松山港へ来港のツアーを組んでるようでございます。船にプールも載ってるような本当に大きな観光船で、乗組員と乗客で7,000を超えるような人数が松山港に着くわけでございます。これが定期的に来るといことは、本当に大きな観光の創出にも、本町も挙げて頑張っていっていただけたらと思います。いよぎんの地域経済研究センターの報告書では、今年来た2回のダイヤモンド・プリンセス号の経済波及効果が約6,437万円だそうです。松前町も、この取組にチャンスと考えて、あらゆる可能性を視野に入れて、町長率先の類いまれなる行政手腕を発揮していただいて、更に町民のみんなで力を出し合い、夢を持った観光振興に力を尽くしていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 早瀬隆士議員の一般質問を終わります。

2番西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 議席ナンバー2番西村元一が、議長の許可を得て、7つの質問をいたします。少し内容質問が変わっていますが、聞き取りにくいと思いますが、再質問のないように理事者の答弁をお願いいたします。

第1、し尿処理などの災害時の対応と平日の受け入れ時間についてお尋ねします。

組合議会の問題かもしれませんが、塩美園組合議会の組合長が岡本靖松前町長ですので、答弁できる範囲でお答えください。

1、台風や豪雨災害では水害が発生し、浄化槽やくみ取りトイレ施設に水が流入し、早急なし尿のくみ取りが必要となります。災害時などのときに、業者との受け入れ時間変更等について取り決めはされていますか。また、松前町業者受け入れ先の塩美園との連携はとれていますか。

2、災害時には24時間対応が必要と思われませんが、対応が可能な取り決め、条例になっていますか。

3、現在、通常受け入れ時間が朝8時30分より16時までとなっていますが、業務の効率化、利用者の利便性のため、受け入れ時間を8時から16時まで変更要望が要請されていますが、検討結果はいかがですか。

以上。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 伊予市松前町共立衛生組合塩美園の災害時の対応と平時の受け入れ時間についての御質問ですが、他の自治体の事案であり、お答えできません。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） お答えできんとはどういうことですか。

○議長（加藤博徳） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 今申し上げましたが、組合塩美園も一つの自治体でありますので、この議会でのお答えの方はできないということです。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 要するに、組合議会の方で決めえということですか。

○議長（加藤博徳） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 組合議会の方で質問の方をしていただいたらと思います。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） よく分かりました。伊予市との調整もあろうと思いますが、よ

く検討をお願いいたします。

2番目に移ります。

通学路の安全整備についてお尋ねします。

役場北に松前小学校の通学路があります。その途中に川があり、途中まで川の上にふたをしていますが、急に何の表示もなくふたがなくなっていて、柵はしていますが非常に危険な状態に今なっていると思います。前の田んぼは要するに埋め立てして、家が建つんで道幅が狭くなっております。先日、川に落ちそうになったと住民の方から聞きました。けが人が出てからでは遅いです。また、横田地区、鶴吉地区と、ほかにも通学路に塗装してなくてぐり石があり自転車とともに水路に滑り落ちたこともあったと聞きます。さらに、旧出合橋から南へ右に曲がる県道の両側にある歩道幅が狭く、朝夕の自転車通学時には歩行者と自転車の離合ができず、自転車が車道におり、そこへ自動車が来てヒヤリとしましたことを私が見ました。ほかにも伊予鉄岡田駅への国道から進入路に歩道がなく、大変危険です。通学、通行の安全性を含め、町内道路の安全確保について、理事者の考えをお聞かせください。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 通学路の安全整備についてお答えします。

御質問の路線である町道西113号線は、一部区間で道路と平行に開水路がありますが、道路と水路との境には、転落を防止するための防護柵を設置しています。

また、通学路の安全対策については伊予警察署、道路管理者、行政機関、学校関係者及び松前町教育委員会で構成する松前町通学路安全対策推進協議会において、学校から報告のあった危険箇所について点検を行い、安全確保に必要な対策を講じております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 横田地区と鶴吉地区はやっとりますか。区長から言うてきとると思うんですが。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員、それは一部のところを直してくれという、こういう質問……。

○2番（西村元一議員） 僕の質問。

○議長（加藤博徳） 質問ですよ。分かりました。

今、西村元一議員が言われとるのは、松前町全体のその通学路を今後どうしていくんかという、どうなんだという御質問に対して、今理事者の方からは安全対策を推進協議会で全部やって分かってるという答弁だったんですよ。それを、松前町内の全部をやってますよという答弁でしょう。だからそれで。

西村元一議員。

○2番(西村元一議員) 松前町の道路をやりよるということを行政が把握しとんなら、この鶴吉、横田の方の舗装してない道路、区長からも苦情が来とるところをどうして今まで放つとんですか。行政がそうやって言い逃れですかということ。

○議長(加藤博徳) いやいや、それは分かるとるんですか、知っておって進めとるんですかという質問でしょうか。

○2番(西村元一議員) そうですよ。

○議長(加藤博徳) 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長(横山眞史) 今、横田の件と鶴吉の件、お聞きしたんですが、具体的な場所が分かりませんので、具体的な場所が分かりましたらまたこちらの方にお知らせいただいたら、現地の確認をしたいと考えております。

○議長(加藤博徳) 西村元一議員。

○2番(西村元一議員) 場所というたら、これ鶴吉、横田の区長から言うてきてないですか。自転車が落ちたというて。区長、呼びましようか。役場へ言うていっとると言うたよ。そんな言い逃れみたい、いいわけしたんじゃないかんですよ。

○議長(加藤博徳) 西村元一議員、まちづくり課が確認できてないと言いますので、この後、質問終わりましたら後で確認をしていただいて、また答弁をいただきたいと思います。

西村元一議員。

○2番(西村元一議員) そしたらもう一つ、これは県道になるんで、これはほったらかしですか。旧重信川の南にある県道は、通学路は、これはほったらかしですか、県の問題やから。

○議長(加藤博徳) 西村元一議員、具体的なやつへの通告書にはありませんので……。

(2番西村元一議員「書いとるやない」の声あり)

要するに、全般的な道路を通勤、通学のところをどういうふう把握して、松前町としてどういうふう直していくんでしようかという質問ではなかったかと思うんですよね。個々のところについては今、県道の話もあったと思うんですが、まちづくり課がどういうふうチェックして、今後どうしていくかというのをお聞きしたかったんじゃないかと思うんですが、そういうことでしょうか。

(2番西村元一議員「はい」の声あり)

それで、今そこんとこ、まちづくり課が把握してないみたいなので、あわせて後で聞いていただいたらと思いますが、いかがでしょうか。

西村元一議員。

○2番(西村元一議員) 分かりました。そういう道は県道なもんで、役場にも県とのパ

イプ役もいらっしゃるとお聞きしていますので、早目の対応をお願いします。

以上。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 次、移ります。

地場産業の育成について、補助金制度、支援金制度の充実についてお尋ねします。

松前町は、伊予市と合併することなく単独行政で進むことになり、緊縮財政の名目で補助金制度の大幅な見直しを実施され、ほとんどの補助金が廃止されました。そのことにより、各方面に渡り大幅な事業収縮になりました。もちろん、個々の事業努力は実施していますが、まだ一步手が届かぬところでございます。平成16年、松前町の漁業組合も補助金は廃止されました。地域活性化の助燃剤としてより充実、補助金制度の支援金制度は必要と考えます。町長のお考えは。

2、エミフルMASAKIの進出とともに、松前町の外からの評価はいいですと言われていますが、実際、地場産業の育成はどうでしょうか。近隣市町は補助金制度、支援金制度がありますが、松前町は支援金制度がないと思います。地域の活性化のために是非とも必要と考えますが、なぜないのですか。町長のお考えをお聞かせください。

以上。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） 補助金制度、支援金制度についてお答えします。

本年9月定例会で答弁したとおり、補助金とは、公益上必要であると認められる事業を実施する者に対し、その事業に要する費用の一部を助成するものです。本町では現在、様々な補助制度を設け、様々な公益上必要であると認められる事業に対して予算の範囲内で補助金を交付していますが、団体の運営を維持するための運営費補助金については、原則廃止しています。

地場産業の振興に関しては、商工業、水産業については松前町産業振興対策事業費補助金、農業については松前町農業振興対策事業費補助金の制度があり、松前町商工会や松前町漁業協同組合、松山市農業協同組合、松前町漁業経営者協議会などの団体が各産業の振興、新規就業者支援などのために実施する事業に対し補助を行っております。今後も引き続き、地場産業の育成や地域の活性化に寄与する事業への支援をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） よく分かりました。

次へ行きます。

入札と入札業者選定についてお尋ねします。

事業実施の入札業者選定については、地域活性化においてもできる限り優先的に松前町の業者を選定すべきだと思いますが、町長のお考えは。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 入札業者の選定についてお答えします。

入札は、契約における競争性を確保するためのもので、本来、公平・公正に実施されるべきものです。しかしながら、町内業者が受注することによって、町内業者の経営の安定化が図られるとともに資金が地域を循環し、その結果、地域や地域経済の活性化にもつながることから、業者の育成のためにも、入札において町内業者を優先的に取扱うことも一定範囲必要だと考えています。このため、町では適正な競争と受注機会の公平性を確保しながら、町内業者を優先的に取扱っているところです。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 松前町は、納税する業者が仕事をとったり税金などいろいろ松前町に入り、税金が増える。町外の業者が仕事をすると町税は入りません。誰が考えても分かると思います。町内業者がいない業種は仕方ない場合もあろうかと思いますが、逆に育成をしないと、いつまでたっても町内での地場産業が成り立たないのでしょうか。なぜ、町外の業者を優先するのですか。町外の業者が仕事をすると、誰かいいことがあるのですか。

○議長（加藤博徳） 答弁が要りますか。

（2番西村元一議員「はい」の声あり）

通告書になかったので答弁はできないと思います。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 分かりました。

次、行きます。

5、災害時避難場所と自主避難場所についてお尋ねします。

自主避難先に福祉センター及び文化センターの使用は可能ですか。

2、公民館が自主避難先になっていますが、スロープのないところや多目的トイレの設備のないところがあります。その対象はどのように考えていますか。避難場所のトイレ、和式トイレ、洋式トイレとがありますが、今現在洋式トイレを皆希望されるところだと思いますが、特にウォシュレット、これちょっと言うんですが、役場にもウォシュレットを入れてほしいんですが、お願いします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

大川総務課長。

○総務課長（大川康久） 自主避難所についてお答えします。

町の避難勧告、避難指示等が発令される前の段階で避難を行う方を受け入れる自主避難所の候補施設は、東公民館、西公民館及び北公民館の3か所としています。全ての地区公民館にはスロープが設置され、多目的トイレについては西公民館を除いて設置されています。そのため、西公民館へ自主避難を希望する方のうち、多目的トイレが必要な方については他の地区公民館を案内することとしています。なお、福祉センターは要配慮者を受け入れる福祉避難所であり、文化センターは物資置き場としての利用を検討していることから、原則として、自主避難所としての使用は考えておりません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） よく分かりました。

次、行きます。

高齢者福祉の向上について。介護設定とその手続についてお尋ねします。

1、介護保険法第1条、第2条で定められている高齢者福祉事業について、被保険者の心身並びに置かれている環境状態に応じて適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、行われなければならないと定められています。要介護状態になった者本人の尊厳を保持することはどういうことを意図していますか、伺いたい。

2、介護保険サービスについて、状態が悪化して要介護度が上がったとき、サービスの拡充が必要となり、要介護度の区分変更がされます。医療であれば、病状が悪化すれば直ちに即した検査が処置されるわけですが、介護の場合、どうでしょうか。サービスの拡充を求めている利用者の意向に沿っていますか、お答えください。

3、病状や障がい悪化があった場合、松前町包括ケアマネジャーによる区分変更申請は、本人や家族に対して翌月初めに申請を出すことに了解を求めていることは事実ですか。

4、前月末に病状悪化があったか記載されていますか。

5、医療なら月初めや月末にかかわらず対応するのが常であるが、福祉サービス対応は月初めの対応でよいとお考えですか、お聞きしたい。

6、月途中でも区分変更が出せるようにすべきと思いますが、見解は。

以上。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 介護認定と申請手続についてお答えします。

介護保険制度は、加齢や病気などで介護が必要な状態になった人に対して保健医療サービスや福祉サービスを提供する制度として創設され、介護等が必要な人の尊厳を保持し、能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう支援するものです。できる限り地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、本人の選択を尊重しつつ、自立を目指して支援していくことが個人の尊厳を守ることであると考えます。

既に介護認定を受けた方が、認定の有効期間中に心身の状態が変化するなどにより、介護サービスの拡充をする必要が生じたときは、ケアマネジャーが、本人の心身の状態と生活の状況を本人、家族等に聞き取りを行う、いわゆるアセスメントを行い、このアセスメントに基づき、本人の意向に沿って、サービスの種別や回数等を定めるケアプランを見直します。そのケアプランの見直しにより、介護度を上げなければサービスの拡充ができない場合は区分変更申請を行うこととなりますが、介護度を上げなくてもサービスの拡充ができる場合は区分変更申請は必要ありません。したがって、心身の状態が変化した場合でも区分変更申請を行わない場合があります。

区分変更申請を月の途中でを行うとその月分の本人負担額が増加し、本人に不利益となる場合があります、その場合にはケアマネジャーと本人が相談して、翌月初めの申請書の提出となる場合があります。

区分変更の効力は申請日にさかのぼって発生するものであるため、本人の病状の悪化の日をもって何がしかの効力を有するものではありません。そのため、区分変更申請書には病状の悪化の日を申請者が記入する項目はありませんが、かかりつけ医の意見書には記載されている場合があります。

介護保険の申請の受け付け対応については、月初め、月末にかかわらず、今後も本人の状態に応じた適切なサービスの利用につながり、かつ負担が少なく町民本位に立った時期に出していただくよう助言していきます。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） よく分かりました。

最後になりますが、環境整備についてお尋ねします。

塩屋の海岸にある砂が、堤防を越えて道路に落ちる高さまで押し寄せ堆積しています。横の道路を散歩すると飛んでくる砂が目に入り、通行に危険を感じます。塩屋にある企業も大変困っている状態であります。今のままでは津波のときの防波堤の役目を果たさないとと思いますが、お考えをお聞かせください。

2、堤防の高さまで砂が堆積していることから推理すれば、海岸近くもかなり堆積していると思います。その関係があるかは確認できていませんが、漁業にも影響が出ていると思います。調査対象についてお考えをお聞かせください。

3、松前町も南海トラフの対策として、2回ほど大学教授を呼んで、どこが一番被害が大きいかが聞いていると思う。大学教授の説明でも、重信川が一番被害が大きいと説明している。南海トラフ地震の説明会に参加して聞いた人は分かると思いますが、瀬戸内海でも砂をとるのはだめだけど、人災被害や船舶の進行、漁業に影響があるなら定期的にとるべきだと思います。福島では、災害で海に土砂が流れ込み、海が浅くなったので、海の土砂を取っている。松前町も、今後予想される津波対策を他地域のことと思わず取り組んでいくべきだと思います。

以上。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 塩屋海岸の砂の堆積についてお答えします。

塩屋海岸の砂の堆積については、平成26年11月に松前町漁業協同組合組合長から撤去の申し出があったことから、海岸管理者の愛媛県とその対策について協議した結果、海浜への砂の堆積は防災上有益であることから、堆積砂を撤去するのではなく、飛散防止対策について検討を進めることとしたいと回答がありました。町としては、今後、砂の飛散防止の必要が生じた場合には対策を講じるよう愛媛県に対して要望していきたいと考えております。

なお、海岸近くに堆積した砂が漁業に影響を与えるとは考えておりません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 今の答弁で、漁業に関係がないということは、調査したんですか。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 特に調査はしておりません。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 調査もしんのに漁業に関係ないということは、どういうことですか。あっこで昔、ノリもとりました。今、ノリ業者は皆潰れました。要するに、あっこに砂がたまっただけでノリがとれなくなりました。ノリのくいも打てません。そんなことであって、どうして漁業に関係ないということをおっしゃるんですか。おかしい、調査もせんのに漁業に関係ないということ、船が走れんのです、あっこ、潮が引いたら遠浅になって砂がたまっただけで。砂やなしに土砂も分かりません。この前の水害のときに堤防が決壊するときの土砂が流れ込んでいました。木もいっぱいあったけど、この前木は掃除したけど、それも何か月たってですよ、掃除したんも。すぐにすることないでしょうが。もっと早う対応してくださいや。海はほったらかしですか。漁師はどうなってもええんですか。調査、何か

してくれるんじゃないんですか、海の調査。どれだけあっこ困つとると思いますか、漁師が。もとの地形に戻してくださいや。今、福島は土砂が流れたけん、砂取ったらいかんか知らん、土砂取ったらいかんか知らんけど、福島は取りよりますよ、一生懸命。船が通らんの。それを松前はほったらかしですか。おかしいんやないんですか、言うことが。もっと調査して、どうしても漁に影響はないというんなら、私も言いませんよ。それを、調査もせんと、見もせんと。影響がない。漁師どうなってもええんですか。おかしいんやないんですか、言い方が。安倍総理も、上流から流れ込んだ土砂、除くように県知事、広島と愛媛の知事呼んで取れというて新聞の記事も出とりましたが。ほったらかしですか。前に松前漁協からも出したでしょう、要望。ほって安倍総理の新聞記事も添えて出しとるはずですよ。あれ、土砂ですよ、砂と言うけんおかしゅうなるんで。雨が降るたんびに土砂が流れよんですよ、海。ほうでしょう。木切れが流れる、違いますか。それをあれだけの木切れが流れて、あれ塩屋海岸いっぱい、新立の方にも流れとりました。掃除はこの間やってくれました。何か月もたってですよ。1年近くたったんやないんですか、あれ、災害から。よそはすぐ対応しよりますよ。松前だけでしょう、海をほったらかしとんは。もっと海の方に力を入れてくださいや。

以上。

○議長（加藤博徳） それに対して理事者、何かありますか。

西村元一議員、影響がないとは言われてないんです。影響ないと思いますということなので、その思うことについて、後でまた確認してみてください。

（2番西村元一議員「はい」の声あり）

よろしいですか。理事者の方、ないですか。よろしいですか。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 以上で終わります。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会いたします。

午後2時15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 岡 井 馨 一 郎

松前町議会議員 伊 賀 上 明 治

1 2 月 2 6 日 (第 3 号)

令和元年松前町議会第4回定例会会議録

令和元年12月26日第4回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 早瀬 隆 土	2番 西村 元 一	3番 渡部 恵 美
4番 曾我部 秀 司	5番 影岡 俊 範	6番 田中 周 作
7番 住田 英 次	8番 稲田 輝 宏	9番 加藤 博 徳
10番 藤岡 緑	11番 村井 慶太郎	12番 岡井 馨一郎
13番 三好 勝利	14番 伊賀上 明 治	

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、欠席議員を除いた13名である。

欠席議員は、次のとおりである。

13番 三好 勝利

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡 本 靖
副 町 長	升 田 年 紀
教 育 長	本 馬 毅
総 務 部 長	和 田 欣 也
保健福祉部長	大 政 哲 志
産業建設部長	松 岡 謙 三
教育委員会 事務局 長	仲 島 昌 二
総 務 課 長	大 川 康 久
財 政 課 長	合 田 光 隆
税 務 課 長	米 澤 浩 樹
福 祉 課 長	山 田 運
町 民 課 長	重 松 修 平

保 険 課 長	小 池 良 治
健 康 課 長	早 瀬 晴 美
ま ち づ く り 課 長	横 山 眞 史
産 業 課 長	平 村 展 章
上 下 水 道 課 長	仙 波 晴 樹
会 計 課 長	楠 田 匡 志
学 校 教 育 課 長	住 田 民 章
社 会 教 育 課 長	黒 田 泰 弘

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	塩 梅 淳
議 会 事 務 局 記 書	徳 本 敏 子

令和元年松前町議会第4回定例会

議事日程表

No.3

令和元年12月26日(木)

午前10時30分

開議

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第58号 松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 |
| 上程 | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決 |
| 日程第3 | 議案第59号 松前町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 上程 | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決 |
| 日程第4 | 議案第60号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 上程 | 委員長報告(総務産業建設) 質疑 討論 採決 |
| 日程第5 | 議案第62号 松前町老人憩の家設置条例等の一部を改正する条例 |
| 上程 | 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決 |
| 日程第6 | 議案第63号 松前町立保育所条例の一部を改正する条例 |
| 上程 | 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決 |
| 日程第7 | 議案第64号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 上程 | 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決 |
| 日程第8 | 議案第65号 松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 上程 | 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決 |
| 日程第9 | 議案第66号 松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 上程 | 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決 |
| 日程第10 | 議案第67号 松前町子育て世代包括支援センターの設置及び管理に関する条例 |
| 上程 | 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決 |
| 日程第11 | 議案第68号 松前町印鑑条例の一部を改正する条例 |
| 上程 | 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決 |
| 日程第12 | 議案第70号 松前町総合福祉センターの指定管理者の指定について |
| 上程 | 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決 |
| 日程第13 | 議案第77号 令和元年度松前町一般会計補正予算(第5号) |

- 上程 委員長報告（予算決算） 質疑 討論 採決
 日程第14 議案第78号 令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 上程 委員長報告（予算決算） 質疑 討論 採決
 日程第15 議案第79号 令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 上程 委員長報告（予算決算） 質疑 討論 採決
 日程第16 議案第80号 令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 上程 委員長報告（予算決算） 質疑 討論 採決
 日程第17 議選第10号 愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の選出について
- 上程 指名推選
 閉 議
 町長挨拶
 閉 会

○議長（加藤博徳） 三好勝利議員から欠席届が出ておりますので、御報告いたします。

午前10時30分 開議

○議長（加藤博徳） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

1 番早瀬隆土議員、2 番西村元一議員、以上両議員を指名いたします。

~~~~~

日程第2 議案第58号 松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長（加藤博徳） 日程第2、議案第58号松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る12月13日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第58号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、臨時、非常勤職員の任用根拠の明確化等を目的とした法律の施行に伴い、新設される会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、新たに制定するものです。

審査の過程において、会計年度任用職員に移行すると何が大きく変わるのか、期末手当はなかったのではないかと質疑があり、期末手当に関しては現行の2.0月分から常勤職員と同じ2.6月分となるとの答弁がありました。

次に、移行対象人数と町の負担額について質疑があり、フルタイムを40人程度、パートタイムを160人ほど見込んでいる。支出総額は4,000万円程度の増額を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、フルタイムで給料となった場合、なぜ臨時にしておく必要があるのか、正規職員としないのかとの質疑があり、正規職員の定数は条例で決まっているが、会計年度任用職員は法律上はあくまでも非常勤の職員という扱いをされているため、定数にはカウントされない。会計年度任用職員に移行することで増額する手当もあれば、正規職員と比べ、出ない手当もある。臨時的に常勤職員の補助として働いていただく立場は変わらないとの答

弁がありました。

次に、働き方改革で働く時間が短くなり、年収が下がる。今回の条例では臨時職員の年収はどうなるのかとの質疑があり、フルタイムの臨時職員がフルタイムの会計年度任用職員に移行した場合、年収は上がる。フルタイムの臨時職員がパートタイム会計年度任用職員に移行の場合、年収は下がる。時間給で7時間45分働いていた人が6時間や4時間勤務になると、勤務時間が減るため、期末手当が出て、年収で見れば下がるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第58号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

**日程第3 議案第59号 松前町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）**

○議長（加藤博徳） 日程第3、議案第59号松前町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る12月13日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第59号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、法律の施行に伴い会計年度任用職員制度が新設されるため、所要の改

正を行うものです。

審査の過程において、非常勤職員に統括広報委員も含まれるのかとの質疑があり、統括広報委員も含まれるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第59号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第60号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第4、議案第60号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る12月13日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第60号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、法律の施行に伴い一部の非常勤の職員を新設される会計年度任用職員に移行させるため及び報酬額の改定を行うため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、移行の必要性が生じたのはなぜかとの質疑があり、会計年度任用職員に移行するに当たっては、改めて法の趣旨に沿うよう職の再編成を行い、その基準を労務性で判断することとした。社会教育指導員を例に挙げると、係に配属され、上司の指

示により仕事をしており、労務性が高いと判断し、移行するものである。また、教育委員会には社会教育指導員と学校教育指導員とがいる。同じ指導員であるが、一方は会計年度任用職員に移行し、一方は非常勤職員のまま残ることから、その違いを明確にするため、参与という名称を用いた。参与について報酬額の変更はないとの答弁がありました。

また、臨時的任用職員の行政支援員については、専門性が高く、自身の知識、経験に基づいた指導、助言を行う職であることから、非常勤職員へ移行するとともに、職名を防災防犯参与に変更するものである。防災防犯参与は、課に配属され、消防職員、警察職員としての長年の経験や知識に基づき、防災計画、防犯対策への専門的な指導や助言などを行うなど、業務内容の変更はないとの答弁がありました。

次に、松前町の臨時職員の勤務の限度は何年と設定されているのかとの質疑に対し、1年ごとの3年を一つのスパンと考えている。ただし、福祉系の専門職、例えば保育士であれば3年ごとで延長していくことを考えているとの答弁がありました。

次に、報酬額の改定で交通安全指導員の報酬が半額になっていることについて質疑があり、交通安全指導員にイベント時の交通整理をしていただいているが、これは交通安全指導員の本来の任務ではなく、警備員的な内容であると判断し、見直しを行った。現在、交通安全指導員は町のイベント、交通安全運動期間中の街頭指導、県民大会への参加、交通安全茶屋、カーブミラーやガードレール設置の立ち合いなどの業務を行っているが、イベント時の交通整理を除くため、報酬額が半額になった。今後は民間警備会社、シルバー人材センターなどに交通整理を依頼してもらうよう、各イベント担当課へは文書で周知しているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第60号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は委員長の報告どお

り可決されました。

~~~~~

**日程第5 議案第62号 松前町老人憩の家設置条例等の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）**

○議長（加藤博徳） 日程第5、議案第62号松前町老人憩の家設置条例等の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る12月13日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第62号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、各施設の利用料金を引き上げ、負担の適正化を図るなどのため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、使用料金を何年見直していなかったのか、施設によって値上げ幅に違いがあるが、採算の問題は大丈夫か、次の見直しについてはどの質疑があり、使用料は25年から40年ぐらい見直していなかった、施設によって設置目的に違いがあり、急激な値上げは考えていない、次の見直しについては5年から10年の間に状況を見て判断していきたいとの答弁がありました。

また、文化センター第1研修室の値上げが60円に対し、リハーサル室の値上げは600円となっているが、室によって値上げの幅に違いがあるのはなぜか。試算値で改定となればトレーニング室などの使用料がもっと引き上げられることになり、料金引き上げの試算根拠が分からない。住民にはどのように説明をするのかとの質疑があり、リハーサル室は多目的で利用者も多い上、多人数で利用されるため、1人当たりの利用料金は抑えられる、トレーニング室などは中学生以下または高校生などの学生の利用があり、個人での使用料支払いとなるため、試算値のままの使用料引き上げは適正ではないと考えているとの答弁がありました。

また、使用料改定の背景が長年料金改正していないからということでは住民は納得できないのではとの質疑があり、人口減少などが見込まれ、町の財政が厳しくなっていく中、施設の老朽化による更新費用が増加しているため、今後は社会状況に応じて町民の意見、数値の試算などを取り入れながら、検討委員会に加え、審議会の立ち上げを検討するなどして、町民の方に幅広く御理解をさせていただいて、使用料の見直しを行っていきたいとの答弁がありました。

委員からは、今後、使用料改定の際には、現行の料金だと経費の何%しか徴収できていないため、各施設何%の使用料を引き上げるなど、もととなる根拠の数値を出してもらい

たい、また適正な受益者負担を検証した上で、公共施設の使用料設定に当たっての基本方針及び統一基準を作成し、原則5年に1回は定期的な見直しを行うなど、より適正な料金設定となるよう慎重に審議していただきたいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第62号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第63号 松前町立保育所条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第6、議案第63号松前町立保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る12月13日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第63号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、二名保育所を廃止するため、所要の改正を行うものです。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第63号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第64号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第7、議案第64号松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長(田中周作議員) 去る12月13日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第64号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する府令の施行に伴い、保育料の無料化に伴う食事の提供に要する費用の負担について規定の整備を行うとともに、用語の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、一般住民の方に改正内容が分かりにくく、混乱が懸念されるとの質疑があり、この制度は令和元年10月1日から施行され、事業が運用されているが、今のところ混乱はないとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(加藤博徳) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第64号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第65号 松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第8、議案第65号松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長(田中周作議員) 去る12月13日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第65号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員の資格要件の緩和措置を3年間延長するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、第10条第3項中の「修了したもの」とはどのようなことかとの質疑があり、支援員は都道府県知事または指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならないとされており、保育士や教員の免許があったとしても、採用後に研修を受けてもらうとの答弁がありました。

また、支援員の採用について質疑があり、支援員は毎年単年度採用しているが、来年度から放課後児童クラブが小学6年生まで拡大され、支援員の増員が必要となるため、みなし支援員として採用し、支援員として勤務してもらうとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(加藤博徳) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第65号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第66号 松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第9、議案第66号松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長(田中周作議員) 去る12月13日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第66号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、松前小学校放課後児童クラブ及び岡田小学校放課後児童クラブの定員を増員し、入所対象者を小学校6年生までに拡大するため、所要の改正を行うものです。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(加藤博徳) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第66号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第67号 松前町子育て世代包括支援センターの設置及び管理に関する条例(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第10、議案第67号松前町子育て世代包括支援センターの設置及び管理に関する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長(田中周作議員) 去る12月13日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第67号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な子育て支援を行うことを目的として、松前町子育て世代包括支援センターを設置するため、新たに制定するものです。

審査の過程において、支援センターには常時誰がいるのか、窓口対応は誰がするのか、他の機関との連携はできているのかとの質疑があり、常時保健師がおり、窓口対応する、保育士も常時いるが、今後は社会福祉士も採用予定で、子育て世代包括支援センターで対応できることは対応し、できないことは庁内、町外関係機関と連携をとれるよう調整していくとの答弁がありました。

また、現在のファミリー・サポート・センターはどうなるのかとの質疑があり、条例第3条第4項の「子育て援助活動の支援に関すること」に当たるため、子育て世代包括支援センターの組織に属するようになるとの答弁がありました。

また、職員の勤務体系について質疑があり、土曜日に出勤する場合はあらかじめ指定した平日に休みを取得することにしており、週休日を平日に指定している保育士と同じ勤務体系となっているとの答弁がありました。

また、子育て世代包括支援センターのガイドラインを作成しないのかとの質疑があり、国のガイドラインに基づいて行っており、子育て世代包括支援センター自体のガイドラインは作成しないが、福祉課が現在作成中の松前町子ども・子育て支援事業計画の中を含められる予定であり、子育て世代包括支援センターの課題については随時、分析、対応して

いくとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第67号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第68号 松前町印鑑条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第11、議案第68号松前町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る12月13日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第68号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録資格について成年被後見人を一律に排除せず、その意思能力を個別的、実質的に審査するため、所要の改正を行うものです。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第68号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第70号 松前町総合福祉センターの指定管理者の指定について

（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第12、議案第70号松前町総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る12月13日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第70号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の議案は、松前町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により松前町総合福祉センターの指定管理候補者を選定したので、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものです。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第70号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第77号 令和元年度松前町一般会計補正予算(第5号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第14 議案第78号 令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第15 議案第79号 令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第16 議案第80号 令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算(第4号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第13、議案第77号令和元年度松前町一般会計補正予算第5号、日程第14、議案第78号令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第4号、日程第15、議案第79号令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号及び日程第16、議案第80号令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算第4号を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長影岡俊範議員。

○予算決算常任委員長(影岡俊範議員) 去る12月13日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第77号から議案第80号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第77号令和元年度松前町一般会計補正予算第5号は、歳入歳出予算それぞれ1億9,042万8,000円を追加し、総額を114億1,649万円とするものです。

審査の過程におきまして、総務部所管等については、特に質疑はありませんでした。

産業建設部所管については、農地集積推進事業で交付する10アール当たり1万5,000円の根拠について質疑があり、国から示された単価であり、全国共通の単価であるとの答弁がありました。

次に、町単独土地改良事業で行う各工事の地元負担金は幾らかとの質疑があり、事業費の40%であるとの答弁がありました。

次に、JR車両基地、貨物駅等周辺整備対策事業の自由通路完成イベント委託料の財源とイベント内容について質疑があり、財源については公益財団法人愛媛県市町振興協会か

らの助成金12万円と一般財源188万円との答弁がありました。完成イベントの内容は、地域を盛り上げるにぎわいの創出を目的として、地元、神崎、出作の区長に依頼し、獅子舞の披露、商工会、松前町生活研究グループなどの物品販売、地域の特産品の販売などを考えている。イベント委託料は、舞台づくり、テント設営などに使用する。詳細は計画中であるとの答弁がありました。

委員からは、ほかの地区から聞かれた場合、回答しなければならない。事業内容が決まれば教えていただきたいとの意見がありました。

次に、J R車両基地、貨物駅等周辺整備対策事業の町道東176号線自由通路整備工事4,329万6,000円を減額し、幹線町道整備事業の町道西古泉筒井線道路改築工事に振りかえたが、町道東176号線自由通路工事では県費がついていたが、町道西古泉筒井線道路改築工事には県費がついてないのはなぜかとの質疑があり、J R車両基地、貨物駅等周辺整備対策事業は国費55%、県費22.5%の補助事業で、町道西古泉筒井線道路改築工事については県費補助の対象工事ではないため、県費がつかないとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管については、自立支援給付、障がい児通所給付及び認定こども園等保育が利用者数の増により追加計上しているが、各事業で前年度より何名増えたかとの質疑があり、自立支援給付は延べ215名、障がい児通所給付は延べ84名、認定こども園は37名との答弁がありました。

また、乳幼児紙おむつ購入助成費の追加計上は、10月1日からの消費税増税前に多めに購入する方が増えたため、補正で計上が必要となったとの答弁がありました。

次に、認定こども園保育事業の一般財源が1,267万2,000円減額となった理由について質疑があり、子ども・子育て支援臨時交付金の組み替えと、国費と県費が増額となったため、一般財源がマイナスとなったとの答弁がありました。

次に、コミュニティ対策事業の徳丸地区のコミュニティ施設整備事業費補助金についてどのような遊具かとの質疑があり、滑り台をメインとした総合遊具とスプリング付きの遊具との答弁がありました。

次に、教育委員会所管については、小・中学校への空調設備設置による電気代増加のため、光熱水費を計上したとのことだが、太陽光パネルを設置している学校もあるが、この程度の電気代が必要になるのかとの質疑があり、電気代は太陽光で発電して使用した分を差し引いた金額となっており、夏場のエアコン使用による増加を基本に算定し、冬場のエアコン使用を見込み、計上したものであるとの答弁がありました。

次に、男子ホッケー日本代表チーム松前町強化合宿代について、宿泊先と人数について質疑があり、宿泊は伊予市のウェルピア伊予を予定している。選手20名、役員関係7名の計27名で、1人1泊9,500円の14日間分を計上しているとの答弁がありました。

また、長期滞在ができる施設や民泊についての考えはないのかとの質疑に対し、ホッケー

一普及事業として交流試合、まさきカップを行っている。1泊2日の予定で開催し、宿泊は伊予市、松山市を宿泊予定地としている。民泊については、今後、町民の皆さんの声や意見を聞きながら、調査は行っていきたいとの答弁がありました。

次に、松前町国体記念ホッケー公園ホッケー場の利用状況について質疑があり、平成30年度は延べ1万人が利用した。土日は松前ホッケークラブ、県ホッケー協会などが利用し、平日は地元高校生が利用している。1週間当たり4日から5日の利用があるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしましたので、御報告いたします。

次に、議案第78号令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第4号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算の主なものは、国民健康保険基盤安定負担金の確定に伴う財源の組み替えを行い、不足額を増額するものです。

審査において、特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしましたので、御報告いたします。

次に、議案第79号令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、平成30年度の精算及び令和元年度の決算見込額の再算定に伴い補正するものです。

審査において、特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第80号令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算第4号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、保険給付の円滑な実施のため、第8期介護保険事業計画策定にかかる在宅介護実態調査及び介護予防、日常生活圏域ニーズ調査の委託料として増額するものです。

審査の過程において、在宅介護実態調査及び介護予防、日常生活圏域ニーズ調査の調査内容について質疑があり、保険課が実施する在宅介護実態調査は高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として実施するもので、対象者は65歳以上の在宅で要介護認定を受けている被保険者のうち600人を無作為に抽出し、郵送調査を行うものです。次に、健康課が実施する介護予防、日常生活圏域ニーズ調査は、地域の要支援者、総合事業対象者及び一般高齢者の地域課題を把握するために実施するもので、介護保険法第117条第5項に基づく調査である。対象者は要介護以外の高齢者のうち1,000人を無作為抽出し、郵送調査を行うもので

すとの答弁がありました。

また、委託先は入札により決定し、入札参加業者は介護関係に詳しいコンサル業者を想定しているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしましたので、御報告いたします。

以上で議案第77号から議案第80号までの報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

議案第77号の委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第77号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第78号の委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第78号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第79号の委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第79号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第80号の委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第80号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第17 議選第10号 愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の選出について
(上程、指名推選)

○議長(加藤博徳) 日程第17、議選第10号愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の選出についてを議題とします。

提案理由の説明を事務局長に朗読させます。

塩梅事務局長。

○議会事務局長(塩梅 淳) 議選第10号愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の選出について。

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定に基づき、広域連合の議会議員を次のとおり選出する。

令和元年12月26日。松前町議会議長加藤博徳。

1、選出すべき人数、1人。

提案理由、松前町が選挙した愛媛県後期高齢者医療広域連合議員の任期が満了したことに伴い、後任の議員を選挙するものである。

以上です。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことと決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することと決定しました。

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員に岡本靖町長を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました岡本靖町長を愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました岡本靖町長が愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

当選されました岡本靖町長が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

お諮りします。

各常任委員会が、松前町委員会条例に規定する所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中に審査することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。
以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

閉会に当たり、町長から御挨拶があります。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の許可をいただきましたので、令和元年第4回定例会の閉会に
当たりまして御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。おかげをもちまして、提案させていただきました全ての議案につきまして議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営に当たりまして十分に配慮してまいります。

来月17日から第1回愛媛国際映画祭が始まります。松前町では、松前総合文化センターで17日18時から、この映画祭のスペシャルイベントとして歌手、高橋洋子氏と世界的ジャズピアニスト、クリヤ・マコト氏によるコンサートと、日本のアニメブームの火つけ役となった新世紀エヴァンゲリオンの映画2作品の上映が行われます。高橋洋子氏はエヴァンゲリオンの主題歌を歌われている歌手で、コンサートと映画を一度に楽しめる豪華なイベントとなっております。現在、前売りチケットが文化センター及びローソンチケットで販売されておりますので、是非御来場いただき、楽しんでいただければと思います。

さて、2期目の町政がスタートいたしました。2期目におきましても、開会の御挨拶で申し上げましたとおり、これまでの5つのまちづくりを深化させ、生きる喜びあふれるまちまさき、誇れるライフタウン・まさきを実現するため、議員各位をはじめ広く町民の皆様の声をお伺いしながら、引き続き町民の皆様に納得をいただける町政を進めてまいりますので、皆様方の一層の御理解、御協力を賜りますよう改めて心からお願い申し上げます。

最後になりましたが、議員各位をはじめ町民の皆様のつつがない御越年と幸多き新年を迎えられますことを御祈念申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） これにて令和元年松前町議会第4回定例会を閉会いたします。

午前11時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 早 瀬 隆 士

松前町議会議員 西 村 元 一